社会福祉法人

認可申請ハンドブック

令和７年５月

津　　市

目　　次

Ⅰ　社会福祉法人とは ---------- 1

Ⅱ　社会福祉法人の組織運営 ---------- 7

Ⅲ　社会福祉法人の資産 ---------- 16

Ⅳ　社会福祉法人設立認可申請手続 ---------- 20

Ⅴ　社会福祉法人設立認可申請提出書類一覧表 ---------- 23

Ⅵ　設立認可後に必要な手続 ---------- 82

Ⅶ　定款変更認可申請及び届出の手続 ---------- 84

Ⅷ　基本財産の処分及び担保提供承認の手続 ---------- 94

Ⅸ　合併及び解散の認可申請の手続 ---------- 99

Ⅹ　その他

1　法第５９条の規定に基づく所轄庁への届出 ---------- 109

2　社会福祉充実計画 ---------- 109

3　監事監査報告 ---------- 110

4　不動産使用証明願（登録免許税の非課税措置用） ---------- 112

5　税額控除に係る証明書の交付申請手続 ---------- 113

6　理事長の変更届 ---------- 115

Ⅺ　社会福祉連携推進法人----------147

（注）登記関係及び税務関係に係る事項につきましては、<u>各法人において関係機関に御確認</u>のうえ運用をお願いします。

Ⅰ　社会福祉法人とは

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法（以下「法」という。）の定めるところにより設立された法人をいいます（法第２２条）。

1　社会福祉法人の行う事業

社会福祉法人が行う事業は、法の規定に基づき、次のとおり、社会福祉事業、公益事業及び収益事業に分けられます。

⑴　社会福祉事業とは、法第２条第２項（第１種社会福祉事業）、第３項（第２種社会福祉事業）に掲げられた事業をいいます。（別表１・３～６頁参照）

第１種社会福祉事業は、公共性が特に高い事業であり、その対象は社会的弱者ともいうべき人々であることから、国、地方公共団体又は社会福祉法人が経営することが、原則とされています（法第６０条）。

第２種社会福祉事業は、これにより社会福祉の増進を図ることを主な目的とする事業であり、これに伴う弊害のおそれが比較的少ないことから、その経営主体には、特に制限は設けられていません。

⑵　公益事業及び収益事業は、社会福祉法人が経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益事業又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業の経営に充てることを目的とする収益事業を行うことができます（法第２６条）。

2　社会福祉法人の経営の原則等

⑴　社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければなりません（法第２４条第１項）。

⑵　社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならないとされています（法第２４条第２項）。

3　社会福祉法人の設立

⑴　社会福祉法人を設立するには、その公共性の高さから、定款をもって一定の事項を定め、所轄庁の認可を受けることが必要です（法第３１条第１項）。

所轄庁は、社会福祉法人が行う事業の及ぶ区域により次のように区分されています（法第３０条）。

所　轄　庁	事業の及ぶ区域
市　　長	主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が当該市の区域を越えないもの。
都道府県知事	所轄庁が市長又は厚生労働大臣でないもの。
厚生労働大臣	２以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであって、厚生労働省令で定めるもの。

⑵　社会福祉法人は、その設立の認可後、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより成立します（法第３４条）。

⑶　社会福祉法人が行う事業については、最低基準その他の要件を現に満たして事業を行っているか、又は近い将来それらの要件を満たす見込みが確実である場合のみ

認可されます。

したがって、定款に掲げる事業は、それが社会福祉事業であるか否かを問わず、その事業の裏付けとなる資産を備えることを要し、それが当該社会福祉法人の事業計画、収支予算書等と一体となり、法令等で定められた必要な要件を具備していることが要求されます。このことから、社会福祉法人が設立された場合に直ちに行うことのできない事業を定款に列挙することはできず、このような事業については、将来必要な要件を具備し、着実な計画のもとに確実に事業を行い得る段階に至った時に、定款変更の認可申請をし、その認可を受けて当該事業を加えることになります。このことは、公益事業及び収益事業についても同様です。

なお、社会福祉事業のために使用する土地及び建物について、都市計画法、建築基準法等により制限を受ける場合や許可等が必要になる場合がありますので、事前に確認が必要です。

別表１
第１種社会福祉事業（法第２条第２項）

根拠法	事　　業	備　考
生活保護法	・救護施設の経営 ・更生施設の経営 ・その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設の経営 ・生計困難者に対して助葬を行う事業	
児童福祉法	・乳児院の経営 ・母子生活支援施設の経営 ・児童養護施設の経営 ・障害児入所施設の経営 ・児童心理治療施設の経営 ・児童自立支援施設の経営	
老人福祉法	・養護老人ホームの経営 ・特別養護老人ホームの経営 ・軽費老人ホームの経営	注（３）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	・障害者支援施設の経営	
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	・女性自立支援施設の経営	
社会福祉法	・授産施設の経営 ・生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業	

第２種社会福祉事業（法第２条第３項）

根拠法	事　　業	備　考
児童福祉法	・障害児通所支援事業 ・障害児相談支援事業 ・児童自立生活援助事業 ・放課後児童健全育成事業 ・子育て短期支援事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・小規模住居型児童養育事業 ・小規模保育事業 ・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業 ・親子再統合支援事業 ・社会的養護自立支援拠点事業 ・意見表明等支援事業 ・妊産婦等生活援助事業 ・子育て世帯訪問支援事業 ・児童育成支援拠点事業 ・親子関係形成支援事業 ・乳児等通園支援事業 ・助産施設の経営 ・保育所の経営 ・児童厚生施設の経営 ・児童家庭支援センターの経営 ・里親支援センターの経営 ・児童の福祉の増進について相談に応ずる事業	注（１）
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	・幼保連携型認定こども園の経営	
母子及び父子並びに寡婦福祉法	・母子家庭日常生活支援事業 ・父子家庭日常生活支援事業 ・寡婦日常生活支援事業 ・母子・父子福祉施設の経営	
老人福祉法	・老人居宅介護等事業 ・老人デイサービス事業 ・老人短期入所事業 ・小規模多機能型居宅介護事業 ・認知症対応型老人共同生活援助事業 ・複合型サービス福祉事業	注（３） 〃 〃 〃 〃 〃

根拠法	事　　業	備　考
	・老人デイサービスセンターの経営 ・老人短期入所施設の経営 ・老人福祉センターの経営 ・老人介護支援センターの経営	注（３） 〃 〃 〃
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	・障害福祉サービス事業 ・一般相談支援事業 ・特定相談支援事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センターの経営 ・福祉ホームの経営	
身体障害者福祉法	・身体障害者生活訓練等事業 ・手話通訳事業 ・介助犬訓練事業 ・聴導犬訓練事業 ・身体障害者福祉センターの経営 ・補装具製作施設の経営 ・盲導犬訓練施設の経営 ・視聴覚障害者情報提供施設（点字図書館、点字出版施設、聴覚障害者情報提供施設）の経営 ・身体障害者の更生相談に応ずる事業	注（１）
知的障害者福祉法	・知的障害者の更生相談に応ずる事業	注（１）
生活困窮者自立支援法	・認定生活困窮者就労訓練事業	
社会福祉法	・生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業 ・生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業 ・生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業 ・生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業 ・隣保事業 ・福祉サービス利用援助事業 ・第１種及び第２種社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業	注（２）

注（１）　相談事業は、各種法制度に対する正しい理解、施設の状況等を的確に把握している者が行うことが適当と考えられており、現在、地方公共団体が広汎に実施するようになっています。

そのため、社会福祉法人審査基準（「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）においても、「公的相談機関の整備充実の状況を考慮しつつ、財政基盤、事業従事者の資質、事業実績等を充分に審査し、慎重に取扱うものとすること」とされており、公的相談機関との重複を避け、かつ、主に従来の実績を判断し、永続性、安定性のあるものについてのみ、社会福祉法人の設立が認められます。

注（２）　無料又は低額介護老人保健施設利用事業についての基準は、厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知において示されています。

注（３）　老人福祉法上の事業名と介護保険法上の事業名との比較は、次のとおりです。

老人福祉法	介護保険法
特別養護老人ホーム	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
老人デイサービス事業 老人デイサービスセンター	通所介護 第１号通所事業 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護
老人短期入所事業 老人短期入所施設	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
老人居宅介護等事業	訪問介護 第１号訪問事業 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護
小規模多機能型居宅介護事業	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
認知症対応型老人共同生活援助事業	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
複合型サービス福祉事業	複合型サービス

Ⅱ　社会福祉法人の組織運営

社会福祉法人には、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならないほか（法第３６条）、**特定社会福祉法人に該当する場合には、会計監査人を置く必要があります（法第３７条）。**

※特定社会福祉法人とは、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第２号第１様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が３０億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第３号第１様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が６０億円を超える法人をいいます（社会福祉法施行令第１３条の３）。

１　評議員及び役員（理事及び監事）

⑴　関係行政庁の職員が法人の役員等となることは法第６１条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えることとされています。ただし、社会福祉協議会にあっては、評議員又は役員の総数の５分の１の範囲内で関係行政庁の職員が、その評議員又は役員となっても差し支えないこととされています。

⑵　所轄庁退職者が役員等に就任する場合においては、法人における役員等の選任の自主性が尊重され、不当に関与することがないよう、所轄庁においては、法人との関係において適正な退職管理を確保する必要があります。

⑶　実際に法人運営に参画できない者を、役員等として名目的に選任することは適当ではありません。

⑷　地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、役員等として参加したりすることは適当ではありません。

⑸　次に掲げる者は、役員等となることはできません（法第４０条第１項及び第　４４条第１項）。

ア　法人

イ　精神の機能の障害により職務を適正に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ウ　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

エ　ウに該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

オ　所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

⑹　暴力団員等の反社会的勢力の者は、役員等となることはできません。

２　評議員

⑴　評議員の選任及び解任の方法については、法第３１条第１項第５号において、法人が定款で定めることとしていますが、同条第５項において理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効とされています。

定款で定める方法としては、外部委員が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って行う方法等が考えられます。

⑵　評議員については、法第３９条において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任することとされており、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではありません。

⑶　評議員は、法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできません（法第４０条第２項）。
⑷　評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は３親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはなりません（法第４０条第４項及び第５項）。（１１頁　注１（２）参照）
⑸　評議員の数は、理事の員数を超える数でなければなりません（法第４０条３項）。

３　理事
⑴　理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者を選任しなければなりません。
⑵　理事のうちには、次に掲げる者が含まれている必要があります（法第４４条第４項）。
ア　社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
イ　当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（１１頁　注２参照）
ウ　当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者
⑶　理事は、６人以上でなければなりません（法第４４条第３項）。
⑷　理事には、理事本人を含め、その配偶者及び３親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者（以下（４）において「理事の親族等特殊関係者」という。）が理事の総数の３分の１を超えて含まれてはならないこととされています。ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は３人となっています（法第４４条第６項）。（１１頁注１参照）
⑸　理事長は、理事会の決定に基づき、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有します（法第４５条の１７第１項）。
⑹　理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）を理事会で選定することができます（法第４５条の１６第２項）。
⑺　社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加える必要があります。

４　監事
⑴　監事は、当該社会福祉法人の理事又は職員を兼ねることができません（法第　４４条第２項）。
⑵　監事には、次に掲げる者が含まれなければなりません（法第４４条第５項）。
ア　社会福祉事業について識見を有する者（１１頁　注３参照）
イ　財務管理について識見を有する者
⑶　監事は、２人以上でなければなりません（法第４４条第３項）。
⑷　監事には、各役員の配偶者又は３親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはなりません（法第４４条第７項）。（１１頁　注１（２）参照）
⑸　監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいこととされています。

５　会計監査人

⑴　会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければなりません（法第４５条の２）。また、公認会計士法（昭和２３年法律第１０３号）の規定により、計算書類について監査することができない者は、会計監査人となることができません。具体的には、公認会計士法第２４条又は第３４条の１１の規定により、公認会計士又は監査法人が当該社会福祉法人の役員等となっている場合等については、会計監査人となることができません。

６　その他

⑴　評議員の任期は、原則として、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります。また、定款で「４年」を「６年」まで伸長することができます。ただし、定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることは可能です（法第４１条）。

⑵　評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有します。

また、評議員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができます（法第４２条）。

⑶　役員の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります。ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能です。また、役員を再任することは差し支えなく、期間的な制限はありません（法第４５条）。

⑷　役員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお、役員としての権利義務を有します。

また、役員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時役員の職務を行うべき者を選任することができます（法第４５条の６）。

⑸　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります。また、定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなされます（法第４５条の３）。

⑹　会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければなりません。この場合、一時会計監査人の職務を行うべき者の資格は会計監査人と同様となります（法第４５条の６）。

評議員会（理事会）における会議成立数及び議決に必要な数

議決に加わることができる評議員・理事の数	過半数議決議案		
	会議成立数 （議決に加わることができる者の過半数の出席）	会議成立数 （議決に加わることができる者の過半数の出席）	議決に必要な数 （左記出席者の過半数）
6名	4名	4名	3名
7名	4名	5名	3名
8名	5名	6名	4名
9名	5名	7名	4名
10名	6名	8名	5名
11名	6名	9名	5名

※　過半数議決議案の決議は、議決に加わることができる評議員（理事）（特別の利害関係を有する評議員・理事を除いたもの）の**過半数が出席（定足数）し、その過半数**をもって行うことになります。なお、定款でこれらを上回る割合以上とすることも可能です（法第４５条の９第６項、法４５条の１４第４項）。

※　単純多数決（過半数で決定）の場合、議長は出席者にカウントしますが、議決権は可否同数のときにのみ行使できます。

議決に加わることができる評議員の数	３分の２以上議決議案
	会議成立数（＝議決に必要な数） （議決に加わることができる者の2/3以上の出席）
4名	3名
5名	4名
6名	4名
7名	5名
8名	6名
9名	6名

※　特別議決議案の決議は、議決に加わることができる評議員（特別の利害関係を有する評議員を除いたもの）の**３分の２以上に当たる多数**をもって行うことになります。なお、定款でこれを上回る割合以上とすることも可能です（法第４５条の９第７項）。

注１　理事の親族等特殊関係者の制限数は、次のとおりです。

（制限数には、理事本人を含みません。）

理事定数	理事の親族等特殊関係者の制限数
６名～　８名	１名
９名～１１名	２名
１２名以上	３名

⑴　例えば、理事が６名の場合は、２名ずつ３組の親族等の組合せがあってもよいということになります。

⑵「親族等の特殊の関係がある者」とは次のとおりです。（詳細は、12 頁）

〈特殊の関係がある者（図式）〉

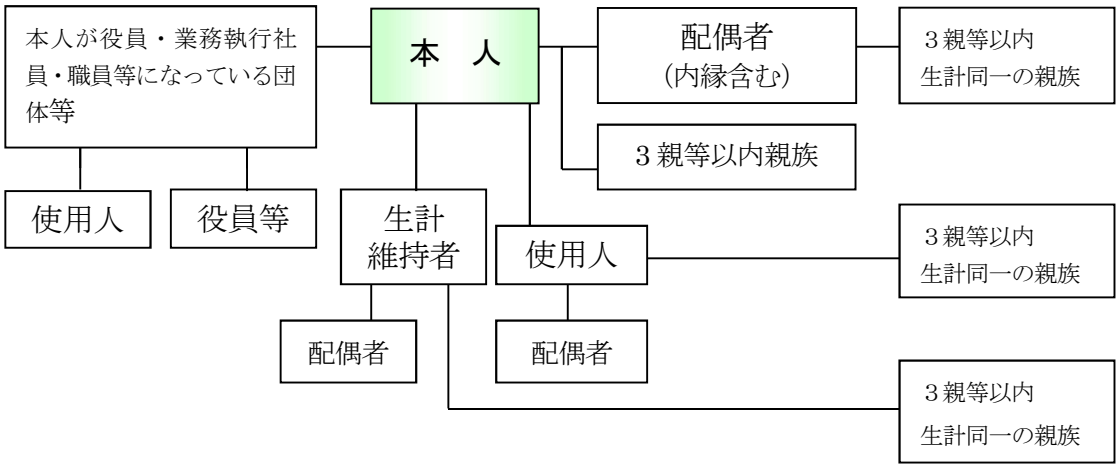

注２　「法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」は、例えば、次のような者が該当します。

⑴　社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
⑵　民生委員・児童委員
⑶　社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
⑷　医師、保健師、看護師等保健医療関係者
⑸　自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

注３　「社会福祉事業について識見を有する者」は、例えば、次のような者が該当します。

⑴　社会福祉に関する教育を行う者
⑵　社会福祉に関する研究を行う者
⑶　社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
⑷　公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

親族の範囲（六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族）民法第７２５条

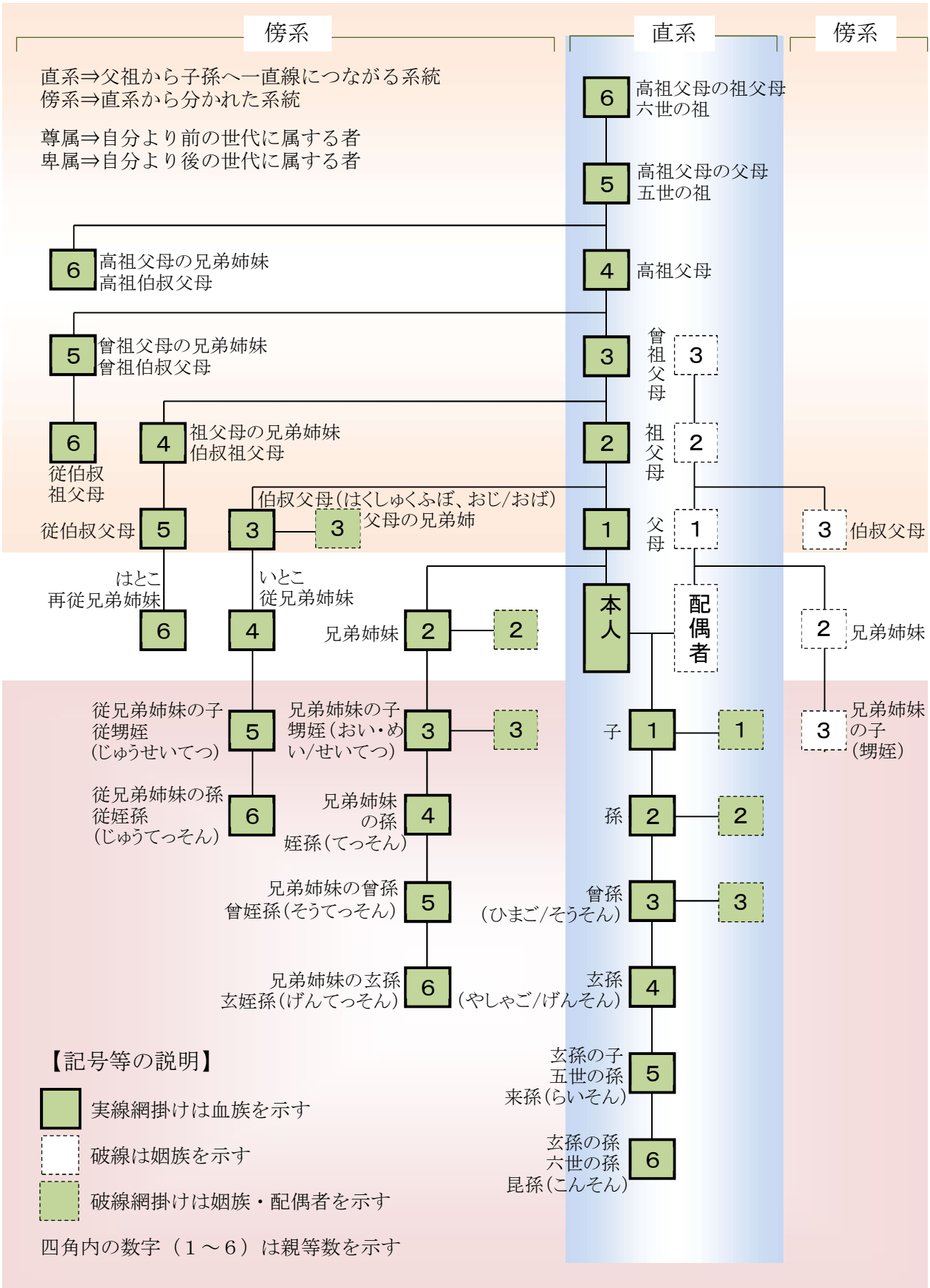

評議員、理事及び監事の親族等の特殊関係者の制限

１　評議員の特殊関係者

評議員は、評議員会を通じて役員を監督する役割を担うことから、役員や他の評議員から独立した地位を確保する必要があります。評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は三親等以内の親族のほか、以下の特殊関係者が含まれてはならないこととされています（法第４０条第４項及び第５項、社会福祉法施行規則（以下「規則」という。）第２条の７及び第２条の８）。

（１）各評議員と特殊の関係がある者

ア　当該評議員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

イ　当該評議員の使用人（秘書、執事など、評議員が個人的に雇っている者）

ウ　当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

エ　イ及びウに掲げる者の配偶者

オ　アからウまでに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

カ　当該評議員が役員・業務を執行する社員（主に社団の社員を指す。）である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該評議員及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の合計数が、当該社会福祉法人の評議員の総数の１／３を超える場合に限る。）

キ　他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

ク　次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（「当該団体の職員である当該社会福祉法人の評議員」の総数が、「当該社会福祉法人の評議員」の総数の１／３を超える場合に限る。）

（ア）国の機関

（イ）地方公共団体

（ウ）独立行政法人

（エ）国立大学法人又は大学共同利用機関法人

（オ）地方独立行政法人

（カ）特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第４条第１項第９号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（２）各役員と特殊の関係がある者

ア　当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

イ　当該役員の使用人（秘書、執事など、役員が個人的に雇っている者）
ウ　当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
エ　イ及びウに掲げる者の配偶者
オ　アからウに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
カ　当該役員が役員・業務を執行する社員（主に社団の社員を指す。）である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員」の総数が、「当該社会福祉法人の評議員」の総数の１／３を超える場合に限る。）
キ　他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

２　理事の特殊関係者

理事には、理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族その他以下の各理事と特殊の関係にある者が理事総数の１／３を超えて含まれてはならないこととされています。ただし、各理事の配偶者及び三親等以内の親族その他以下の各理事と特殊の関係にある者の上限は、３人となります（法第４４　条第６項及び規則第２条の１０）。

（１）各理事と特殊の関係がある者

ア　当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
イ　当該理事の使用人（秘書、執事など、理事が個人的に雇っている者）
ウ　当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
エ　イ及びウに掲げる者の配偶者
オ　アからウまでに掲げる者の３親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
カ　当該理事が役員・業務を執行する社員（主に社団の社員を指す。）である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事」の総数が、「当該社会福祉法人の理事」の総数の１／３を超える場合に限る。）
キ　規則第２条の７第８号に掲げる団体（１３頁「１（１）ク」に記載する各団体）の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（「当該団体の職員である当該社会福祉法人の理事」の総数が、「当該社会福祉法人の理事」の総数の１／３を超える場合に限る。）

３　監事の特殊関係者

監事は、その業務の性質上、法人の業務執行から独立した地位を保証する必要があることから、各役員の配偶者又は三親等以内の親族その他以下の各役員と特殊の関係がある者が含まれてはならないこととされています（法第４４条第７項及び規則

第２条の１１）。

（１）各役員と特殊の関係がある者

ア　当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

イ　当該役員の使用人（秘書、執事など、役員が個人的に雇っている者）

ウ　当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

エ　イ及びウに掲げる者の配偶者

オ　アからウまでに掲げる者の３親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

カ　当該理事が役員・業務を執行する社員（主に社団の社員を指す。）である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事」の総数が、「当該社会福祉法人の監事」の総数の１／３を超える場合に限る。）

キ　当該監事が役員・業務を執行する社員（主に社団の社員を指す。）である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）、若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（「当該監事及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事」の合計数が、「当該社会福祉法人の監事」の総数の１／３を超える場合に限る。）

ク　他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

ケ　規則第２条の７第８号に掲げる団体（１３頁「１（１）ク」に記載する各団体）の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（「当該団体の職員である当該社会福祉法人の監事」の総数が、「当該社会福祉法人の監事」の総数の１／３を超える場合に限る。）

Ⅲ　社会福祉法人の資産

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければなりません。
（法第２５条）

１　資産の所有等

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有することが必要とされています。ただし、これにより難い場合は、例外的に国又は地方公共団体からの貸与又は使用許可を受けることによりこれに替えることができます。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることとしても差し支えありません。この場合には、社会福祉法人審査基準上、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければなりません。ただし、借地借家法により借地上に登記される建物を所有するときは、対抗力を有しますので、この限りではありません。

※　資産の所有の特例については、社会福祉法人の認可について（平成１２年１２月１日厚生省社会・援護局長等通知）別紙１「社会福祉法人審査基準」（関連資料）を参照してください。

２　資産の区分

社会福祉法人の資産は、次のとおり、**基本財産、その他財産、公益事業用財産**及び**収益事業用財産**に区分されます。

⑴　基本財産

ア　基本財産は、社会福祉法人の存立の基礎となるものであることから、これを処分し、又は担保に供する場合には、所轄庁（津市長）の承認を受けなければならない旨を定款に明記する必要があります。

イ　社会福祉施設を経営する法人は、すべての施設についてその施設の用に供する不動産を基本財産としなければなりません。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けている場合にあっては、１，０００万円（平成１２年１２月１日より前に設立された法人の場合は、１００万円）以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。）を基本財産として有していなければなりません。

また、設立当初完成していない建物については、定款への記載はできないため、竣工後に所有権の登記を行った後、速やかに定款変更を行う必要があります。

ウ　社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として１億円以上の資

産を基本財産として有していなければなりません。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図れるものとして所轄庁（津市長）が認める額の資産とすることができます。

エ　居宅介護等事業（母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業又は障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。））の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合については、「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成１２年９月８日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとなります。

オ　共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合については、「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成１４年８月３０日付け厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとなります。

カ　介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合については、「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」（平成１５年５月８日付け厚生労働省社会・援護局長通知）に定めるとおりの取扱いとなります。

キ　社会福祉協議会（社会福祉施設を経営するものを除く。）及び共同募金会にあっては、３００万円以上に相当する資産を基本財産として有していなければなりません。ただし、市町社会福祉協議会にあっては、３００万円と１０円に当該市町の人口を乗じて得た額（１００万円以下のときは１００万円とする。）とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えないこととされています。

ク　イからキまで以外の財産であっても、社会福祉法人が重要と認める財産は基本財産として差し支えありません。

⑵　その他財産

ア　基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべてその他財産となります。

イ　法人を設立する場合にあっては、必要な資産としてその他財産のうちに当該法人の年間事業費の１２分の１以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが要件となります。

　なお、介護保険法上の事業、障害者総合支援法上の障害福祉サービス又は児童福祉法上の障害児通所支援若しくは障害児入所支援にも該当する社会福祉事業を主として行う社会福祉法人を設立する場合にあっては、１２分の２以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましいとされています。

ウ　その他財産の処分等に特別の制限はありませんが、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意する必要があります。

(3)　公益事業用財産及び収益事業用財産

公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に区分して管理する必要があります。ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該社会福祉法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用して差し支えありません。

3　資産の管理

(1)　基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当ではありません。

ア　価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債券等）

イ　客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）

ウ　減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）

エ　回収が困難になるおそれのある方法（融資）

(2)　基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたっても、安全、確実な方法で行うことが望ましいといえます。

また、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められますが、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られます。

ただし、上記にかかわらず、以下の要件を満たす場合には、保有割合が２分の１を超えない範囲で、未公開株を保有することが可能となります。

ア　社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること

イ　社会福祉法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること

ウ　未公開株への拠出（額）が社会福祉法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること

(3)　法人の財産（基本財産、基本財産以外の財産双方）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があります。

4　その他

(1)　社会福祉法人の設立に際して、寄附が予定されている場合、社会福祉法人設立後にその履行がなされないときは法人運営に著しく支障を来すことから、次の要件を満たさなければなりません。

ア　書面による贈与契約が締結されていることについて、契約書の写等により確認できること。

イ　寄附者の所得能力、営業実績、資産状況等から当該寄附が確実に行われることについて、所得証明書、納税証明書、残高証明書、資産証明書等により確認できること。

(2)　独立行政法人福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源、不動産の賃借

料その他必要とされる経常経費について、寄附金が予定されている場合には、次の要件を満たさなければなりません。

ア　前記(1)ア、イの要件が満たされていること。

イ　個人の寄附については、年間の寄附額をその者の年間所得から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていなければならないこと。（年間の寄附額が概ね課税所得の２５％以下）

ウ　完済時まで寄附できる年齢であること。

Ⅳ　社会福祉法人設立認可申請手続

１　概要

(1) 社会福祉法人を設立する場合には、設立代表者等が所轄庁（津市長）に対し設立認可の申請を行い、その認可を受けることが必要です。

また、施設を経営する社会福祉法人を設立する場合には、その建設に係る補助金等の関係及び当該施設の認可等を受ける必要があるため、事前に三重県の各施設担当課又は県福祉事務所（保健所）及び市担当課と十分に協議をしてください。

（図１参照・22 頁）

(2)　申請書の提出先

津市健康福祉部福祉監査室（津市役所本庁舎１階１２番窓口）

〒５１４－８６１１　津市西丸之内２３番１号

電　　話０５９－２２９－３３５１

ファックス０５９－２２９－３３３４

(3)　提出部数

正　本　　２通

提出されたもののうち一部は認可後、認可書として交付します。

２　設立認可申請書類の作成に当たって留意すべき事項

(1)　社会福祉法人設立認可申請提出書類一覧表（２３頁から２５頁参照）のうち、適宜必要な書類を一覧表の順に、２穴の紐綴じをして、横見出しを付けて提出してください。

(2)　履歴書等提出書類が重複する場合は、先の編纂箇所に１部を添付し、後の編纂箇所には、省略した旨を記載してください。

(3)　書類中、関係者から設立代表者あてに提出される書類等（贈与契約書他）については、法人が原本を保管し、申請時には写しを提出してください。

(4)　財産目録は、日付を設立当初とし、土地、建設資金、運転資金等が贈与された後の状況を記載してください。

(5)　土地、建物等の表示は、不動産の登記事項証明書上の表示と一致させてください。

(6)　農地転用許可等が必要な場合は、手続きに長期間を要する場合があるため、早めに手続を行うよう留意してください。

(7)　土地の評価書は、不動産鑑定士の鑑定評価書又は金融機関の発行する評価証明書等を添付してください。

(8)　預貯金等残高証明書は、申請前直近のものであって、すべて同一の日付のものを提出してください。

(9)　身分証明書、不動産の登記事項証明書等は、申請前３か月以内のものを提出してください。

(10)　事業計画書、収支予算書は、最低基準等に適合しなければならないため、

事前に三重県の各施設・事業担当課又は所轄する県福祉事務所（保健所）及び市担当課と十分に相談してください。

なお、事業計画書には、予定している全ての事業及び事業所について記載し、設立認可されるまでの間に、事業計画に変更が生じた場合は、速やかに協議を行ってください。

(11) 設立発起人、役員の履歴書には、現職、社会福祉経験の有無について明記してください。

(12) 申請書類の原案ができた時点で、予め市福祉監査室に協議してください。

図１（20 頁）

社会福祉法人設立手続概要（施設を経営する法人、単年度整備の場合）

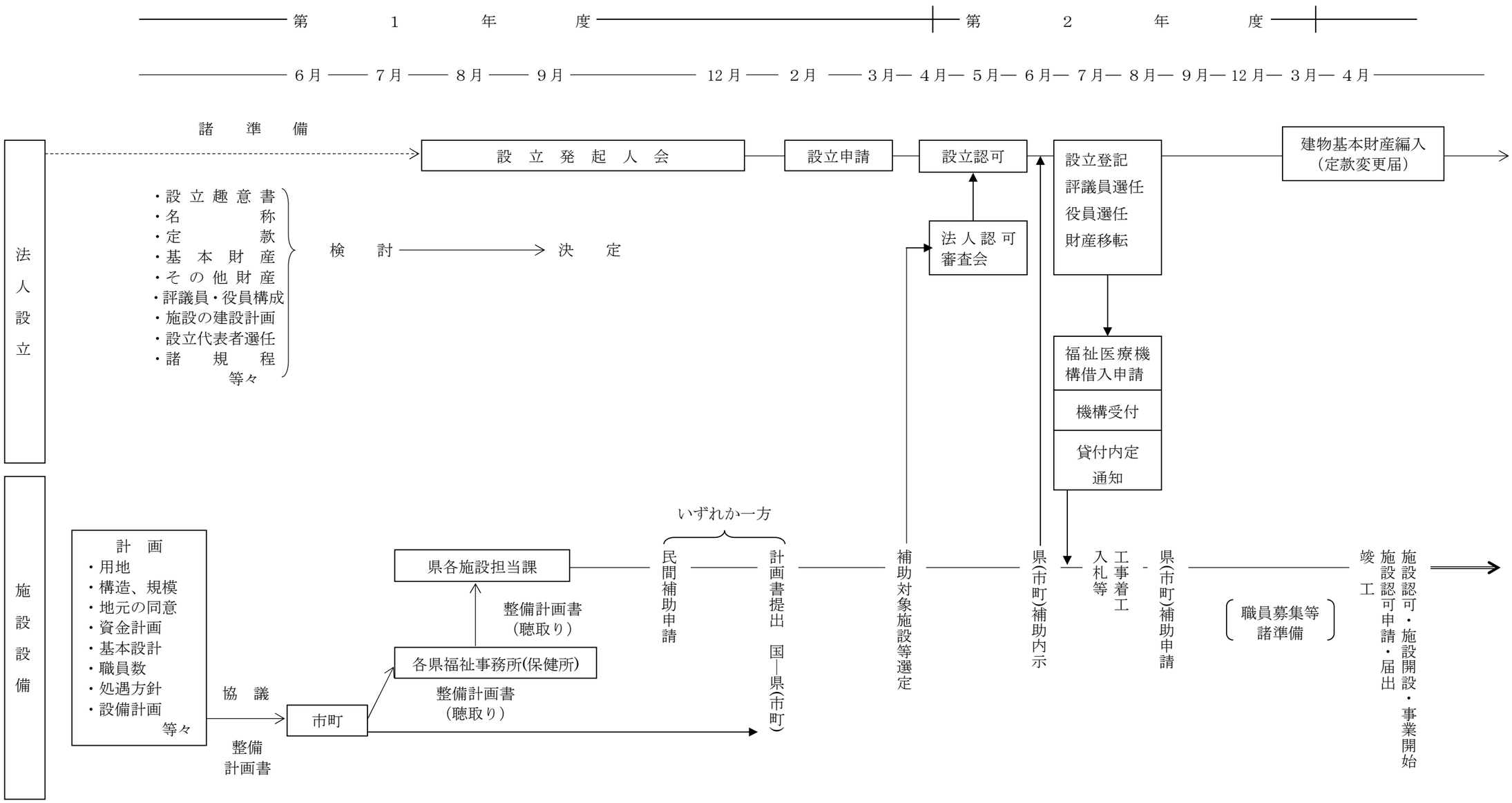

Ⅴ　社会福祉法人設立認可申請提出書類一覧表

※ 提出書類に漏れのないように確認してください。
※ 提出書類はこの順序で編綴してください。

		提　　出　　書　　類		様式（記載例）及び様式例
1		社会福祉法人設立認可申請書		**様式 1・26 頁**
2		定款（社会福祉法人定款例参照）		**〃 2・29 頁**
3		設立発起人会議事録（写）（設立趣意書含む。）		**様式例 3・46 頁**
4		提出書類目録		**様式 4・49 頁**
5		財産目録		**様式例 5・52 頁**
6 財産目録記載の財産が法人に帰属することを証する書類	(1)	贈与契約書（写）		**〃 6・53 頁**
	(2)	（贈与者が地方公共団体の場合）　確約書（写）又は補助予定通知書（写）		―
	(3)	贈与者の身分証明書（写）		**〃 7・55 頁**
	(4) 贈与者が法人の場合	ア	定款（写）	―
		イ	法人登記事項（全部・現在事項）証明書（写）	―
		ウ	社員総会等議事録（写）、決算書（写）	**〃 8・56 頁**
	(5)	預貯金等残高証明書（写）、所得証明書（写）等		―
	(6)	不動産の登記事項証明書（写）、地図又は地図に準ずる図面		―
	(7)	不動産の価格評価書（写）		―
	(8)	（土地が農地の場合）農地転用許可書（写）		―
	(9)	寄附物件に付随する負債の引き受けを証する書類（写）		**〃 9・57 頁**
7（借地の場合）	(1)	（地方公共団体から借り受ける場合）土地貸与に係る通知書等（写）		―
	(2)	地上権設定契約書（写）		**〃 10・58 頁**
	(3)	土地賃貸借契約書（写）		**〃 11・60 頁**
	(4)	土地所有者の身分証明書（写）		**〃 7・55 頁**
	(5)	不動産の登記事項証明書（写）、地図又は地図に準ずる図面		―
	(6)	地代贈与契約書（写）		―
	(7)	地代寄附者の身分証明書（写）、所得証明書（写）		**〃 7・55 頁**
	(8)	（土地が農地の場合）農地転用許可書（写）		―

		添　　付　　書　　類	様式（記載例）及び様式例
8 事業計画等	(1)	建設年度資金収支予算書（資金収支予算内訳書を含む。）	様式例 13・64 頁
	(2)	第 1 年度事業計画書	〃 12・62 頁
	(3)	第 1 年度資金収支予算書（資金収支予算内訳書を含む。）	〃 13・64 頁
	(4)	第 2 年度事業計画書	〃 12・62 頁
	(5)	第 2 年度資金収支予算書（資金収支予算内訳書を含む。）	〃 13・64 頁
	(6)	事業計画に係る確約書	－
9 設立者、設立後の役員及び評議員に関する書類	(1)	設立代表者の履歴書（写）	〃 14・66 頁
	(2)	〃　　身分証明書（写）	〃 7・55 頁
	(3)	設立代表者の権限を証する書類（委任状）（写）	〃 15・67 頁
	(4)	評議員及び役員就任承諾書（写）	〃 16・68 頁
	(5)	評議員及び役員就任予定者の履歴書（写）	〃 14・66 頁
	(6)	〃　　身分証明書（写）	〃 7・55 頁
	(7)	欠格事由に該当しないことの申立書（写）	〃 17・69 頁
	(8)	親族等の特殊の関係がある者に関する申立書（写）	〃 18・72 頁
10 施設建設関係書類	(1)	施設建設計画書	〃 19・78 頁
	(2)	建設図面（付近見取図・配置図・平面図・立面図）（写）	－
	(3)	施設建設費見積書（写）	－
	(4)	設計監理費見積書（写）	－
	(5)	建築確認済書（写）	－
	(6)	設備整備（初度調弁）計画書	〃 20・79 頁
	(7)	設備整備費見積書（写）	－
	(8)	補助金交付決定内定書（写）	－
	(9)	助成金等の交付決定内定書（写）	－
	(10)	建設自己資金贈与契約書（写）	－
	(11)	贈与者の身分証明書（写）	〃 7・55 頁
	(12)	贈与者の預貯金残高証明書（写）、所得証明書（写）等	－

		添付書類		様式（記載例）及び様式例
10 施設建設関係書類	(13) 借入金関係書類	ア	貸付内定書（写）	―
		イ	償還計画	様式例 21・80 頁
		ウ	償還金贈与契約書（写）	―
		エ	寄附者及び保証人の身分証明書（写）	〃 7・55 頁
		オ	〃 所得証明書（写）又は納税証明書（写）	―
		カ	（寄附者が地方公共団体の場合） 確約書（写）又は補助予定通知書（写）	―
		キ	（寄附者が団体の場合） 定款（写）、登記事項証明書（写）、議事録（写）及び決算書（写）	―
		ク	（寄附者が後援会の場合） 規約（写）、会員名簿（写）、議事録（写）、後援会の過去３～５年寄附実績（写）	―
11 施設長関係	(1)	施設長就任承諾書（写）		〃 22・81 頁
	(2)	施設長就任予定者の履歴書（写）		〃 14・66 頁
	(3)	施設長の資格を証する書類（写）		―
12		基本財産編入誓約書		〃 23・81 頁
13		諸規程（管理、就業、給与、経理等）		―

様式　1（記載例）　設立認可申請書

（表　面）

設立代表者個人の住所（ふりがな）、氏名（ふりがな）を記入すること。

社会福祉法人設立認可申請書

設立者又は設立代表者	ふりがな	
	住　　所	〒○○○－○○○○　三重県津市○○町○番地
	ふりがな	
	名　　前	○　○　○　○
申請年月日		

申請書提出年月日を記載

社会福祉法人設立の趣意	本社会福祉法人の設立を求める、福祉作業所○○（平成○年開所）は、障がいのある人たちが、地域の中でいきいきと豊かに暮らすための福祉就労の場として、多くの市民の支援を受けて長年活動してきました。 （中略） そこで、社会的信用が高く、共同生活援助など新しい障害福祉サービスの展開が認められている社会福祉法人の設立が必要となります。また、津市内における、本社会福祉法人の設立が及ぼす影響は大きく、地域福祉向上へ大きく寄与するものと考えます。以上のことから、○○の協力、指導を得ながら、障がいのある人たちの地域における自己実現を目指して、障害者総合支援法に基づく多機能型（生活介護、就労継続支援B型）を行なうことを目的として、社会福祉法人○○会の設立を計画するものです。

設立の経緯又は動機、事業内容等をできる限り詳しく記載し、この欄に書き切れない場合は、別紙に記載

主たる事務所の所在地（ふりがな）		〒○○○－○○○○　三重県津市△△町△番地
法人の名称（ふりがな）		社会福祉法人　○○○○
事業の種類	社会福祉事業	第1種
		第2種　障害福祉サービス事業の経営
	公益事業	
	収益事業	

法人本部の所在地（ふりがな）（原則として施設の所在地と同一）となる住所を記載（準備室等を設置している場合は、その住所とし設立後定款変更することも可。）

社会福祉法人の名称や施設の名称には、個人名等から引用したものは好ましくない。また、市内に既にある法人と同一の名称を用いることは避けること。さらに法人名と施設名は、区別できる名称を用いること。ただし、○○会（法人名）○○園とすることは可。

将来行おうとする事業を列挙することは不可。

（注）1　用紙の大きさは、日本産業規格A列４番とします。

2　記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本産業規格A列４番）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成してください。

（裏　面）

資産	純資産 ⑤−⑥	内訳					
		社会福祉事業用財産		③公益事業用財産	④収益事業用財産	⑤財産計 ①+②+③+④	⑥負　債
		①基本財産	②その他財産				
	円	円	円	円	円	円	円

役員等となるべき者	理事 監事 評議員 の別※	氏　　名	親族等の特殊関係者の有無	役員の資格等（該当に○）					他の社会福祉法人の理事長への就任状況	
				事業経営識見	地域福祉関係	管理者	事業識見	財務管理識見	有無	法人名

※　理事のうち、理事長予定者については、○を付けてください。

（注）１　用紙の大きさは、日本産業規格A列４番としてください。

２　記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本産業規格A列４番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成してください。

３　この申請書には、社会福祉法施行規則第２条第２項各号に掲げる書類を添付してください。

（裏面　続紙）

	理事 監事 評議員 の別※	氏　　名	親族等の特殊関係者の有無	役員の資格等（該当に〇）					他の社会福祉法人の理事長への就任状況	
				事業経営識見	地域福祉関係	管理者	事業識見	財務管理識見	有無	法人名
役員等となるべき者										

（注）１　用紙の大きさは、日本産業規格A列４番としてください。

２　記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本産業規格A列４番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成してください。

３　この申請書には、社会福祉法施行規則第２条第２項各号に掲げる書類を添付してください。

様式２

社会福祉法人定款例

＜説　明＞

１．定款例について

○　各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載している。

○　各法人の定款の記載内容については、当該定款例の文言に拘束されるものではないが、定款において定めることが必要な事項が入っているか、その内容が法令に沿ったものであることが必要である。

２．記載事項の種類

○　必要的記載事項（直線）　→　必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項（法第 31 条第 1 項各号に掲げる事項等）　※ 内容については、法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではないこと。

○　相対的記載事項（点線）　→　必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項

○　任 意 的 記 載 事 項　→　法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項

３．評議員会及び理事会における法定決議事項

	理事会	評議員会
決議事項	・評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定（法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第181条） ・理事長及び業務執行理事の選定及び解職（理事長：法第45条の13第2項第3号、業務執行理事：法第45条の16第2項第2号） ・重要な財産の処分及び譲受け（法第45条の13第4項第1号） ・多額の借財（法第45条の13第4項第2号） ・重要な役割を担う職員の選任及び解任（法第45条の13第4項第3号） ・従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止（法第45条の13第4項第4号） ・コンプライアンス(法令遵守等)の体制の整備（法第45条の13第4項第5号）※一定規模を超える法人のみ ・競業及び利益相反取引（法第45条の16第4項において準用する一般法人法第第84条第1項） ・計算書類及び事業報告等の承認（法第45条の28第3項） ・理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除（法第45条の20第4項において準用する一般法人法第114条第1項） ・その他の重要な業務執行の決定	・理事、監事、会計監査人の選任（法第43条） ・理事、監事、会計監査人の解任（法第45条の4第1項及び第2項）※監事を解任する場合は、★ ・理事、監事の報酬等の決議（理事：法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、監事：法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条） ・理事等の責任の免除（全ての免除：法第45条の20第4項で準用する一般法人法第112条（※総評議員の同意が必要）、一部の免除：第113条第1項）★ ・役員報酬等基準の承認（法第45条の35第2項） ・計算書類の承認（法第45条の30第2項） ・定款の変更（法第45条の36第1項）★ ・解散の決議（法第46条第1項第1号）★ ・合併の承認（吸収合併消滅法人：法第52条、吸収合併存続法人：法第54条の2第1項、法人新設合併：法第54条の8）★ ・社会福祉充実計画の承認（法第55条の2第7項） ・その他定款で定めた事項 ★：法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて決議を行わなければならない事項

社会福祉法人定款例

社会福祉法人定款例
社会福祉法人〇〇福祉会定款

第一章　総則

（目的）
第一条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。
（１）第一種社会福祉事業
（イ）障害児入所施設の経営
（ロ）特別養護老人ホームの経営
（ハ）障害者支援施設の経営
（２）第二種社会福祉事業
（イ）老人デイサービス事業の経営
（ロ）老人介護支援センターの経営
（ハ）保育所の経営
（ニ）障害福祉サービス事業の経営
（ホ）相談支援事業の経営
（ヘ）移動支援事業の経営
（ト）地域活動支援センターの経営
（チ）福祉ホームの経営

（備考）
（１）具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体現するものとすること。
（２）児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとすること。
（３）上記記載は、あくまで一例であるので、（１）、（２）を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。
（４）市町村社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。
（目的）
第一条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇市（区町村）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。
（１）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
（２）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
（３）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

（４）（１）から（３）までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

（５）地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業（指定都市社会福祉協議会に限る。）

（６）共同募金事業への協力

（７）福祉サービス利用援助事業

（８）福祉関係各法に基づき実施される事業の経営

（注）記載に当たっては、第一条の（１）及び（２）の例によること。

（９）その他本会の目的達成のため必要な事業

（５）都道府県社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

（目的）

第一条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、○○県（都道府）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

（１）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

（２）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

（３）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

（４）社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業

（５）（１）から（３）までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

（６）社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修

（７）社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言

（８）市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

（９）共同募金事業への協力

（10）○○県福祉人材センターの業務の実施

（11）日常生活自立支援事業

（12）福祉関係各法に基づき実施される事業の経営

（注）記載に当たっては、第一条の（１）及び（２）の例によること。

（13）その他本会の目的達成のため必要な事業

（名称）

第二条　この法人は、社会福祉法人○○福祉会という。

（経営の原則等）

第三条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、（地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者　等）を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第四条　この法人の事務所を○○県○○市○丁目○○番に置く。

２　前項のほか、従たる事務所を○○県○○市○丁目○○番に置く。

（備考）

最小行政区の市区町村名までの記載でも可能。

第二章　評議員

（評議員の定数）

第五条　この法人に評議員○○名以上○○名以内を置く。

（備考一）

確定数とすることも可能。

（備考二）

法第 40 条第 3 項の規定により、在任する評議員の人数は理事の人数を超える必要がある。

（評議員の選任及び解任）

第六条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事○名、事務局員○名、外部委員○名の合計○名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任･解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の○名以上が出席し、かつ、外部委員の○名以上が賛成することを要する。

（備考）

評議員の選任及び解任は、上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。

なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない（法第 31 条第 5 項）。

（評議員の任期）

第七条　評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（備考）

法第 41 条第 1 項に基づき、評議員の任期は、定款によって選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもできる。

法第 41 条第 2 項に基づき、補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとする場合には、第 1 項の次に次の一項を加えること。

2　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

（評議員の報酬等）

第八条　評議員に対して、＜例：各年度の総額が○○○○○○円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として＞支給することができる。

（備考一）

無報酬の場合は、その旨を定めること。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

（備考二）

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならない（法第 45 条の 35、第 59 条の 2 第 1 項第 2 号）。

第三章　評議員会

（構成）

第九条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第一〇条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1)　理事及び監事＜並びに会計監査人＞の選任又は解任
(2)　理事及び監事の報酬等の額
(3)　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
(4)　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
(5)　定款の変更
(6)　残余財産の処分
(7)　基本財産の処分
(8)　社会福祉充実計画の承認
(9)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（備考）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(2)については、本定款例のように報酬等の額を定款で定めない場合には、評議員会において決定する必要がある（法第 45 条の 16 第 4 項において準用する一般法人法第 89 条、法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般法人法第 105 条第 1 項）。

（開催）

第一一条　評議員会は、定時評議員会として毎年度○月に 1 回開催するほか、（○月及び）必要がある場合に開催する。

（備考）

定時評議員会は、年に 1 回、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない（法第 45 条の 9 第 1 項）ので、開催時期を定めておくことが望ましい。なお、「毎年度〇月」については、4 月～6 月までの範囲となる。開催月を指定しない場合は「毎年度〇月」を「毎会計年度終了後３ヶ月以内」とすることも差し支えない。他方、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。（法第 45 条の 9 第 2 項）。

（招集）

第一二条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第一三条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の＜例：3 分の 2 以上＞に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)　監事の解任

(2)　定款の変更

(3)　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（備考）

第一項については、法第 45 条の 9 第 6 項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。（例：理事の解任等）

第二項については、法第 45 条の 9 第 7 項に基づき、3 分の 2 以上に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。

（議事録）

第一四条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

（備考一）

記名押印ではなく署名とすることも可能。

（備考二）

第二項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印することとしても差し支えないこと。

第四章　役員及び＜会計監査人並びに＞職員

（役員＜及び会計監査人＞の定数）

第一五条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事　〇〇名以上〇〇名以内

（２）監事　〇〇名以内

２　理事のうち一名を理事長とする。

３　理事長以外の理事のうち、〇名を業務執行理事とする。

＜４　この法人に会計監査人を置く。＞

（備考）

（１）理事は 6 名以上、監事は 2 名以上とすること。

（２）理事及び監事の定数は確定数とすることも可能。

（３）業務執行理事については、「理事長以外の理事のうち、〇名を業務執行理事とすることができる。」と定めることも可能。

（４）会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（５）社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、理事長を「会長」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があること。

＜例＞理事長、業務執行理事の役職名を、会長、常務理事とする場合の例

２　理事のうち 1 名を、会長、〇名を常務理事とする。

３　前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。

（役員＜及び会計監査人＞の選任）

第一六条　理事及び監事＜並びに会計監査人＞は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（備考）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（理事の職務及び権限）

第一七条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、＜例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。＞

３　理事長及び業務執行理事は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（備考）

理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上とすることも可能である（法第 45 条の 16 第 3 項）。

＜例＞

3　理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第一八条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（備考）

会計監査人を置く場合は、次の条を追加すること。

（会計監査人の職務及び権限）

第〇条　会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2　会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1)　会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2)　会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員＜及び会計監査人＞の任期）

第一九条　理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

＜3　会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。＞

（備考一）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（備考二）

理事の任期は、定款によって短縮することもできる（法第45条）。

法第45条に基づき、補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の一項を加えること。

2　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

（役員＜及び会計監査人＞の解任）

第二〇条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

＜２　会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1） 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2） 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

（3） 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

３　監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、（監事全員の同意により、）会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。＞

（備考）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（役員＜及び会計監査人＞の報酬等）

第二一条　理事及び監事に対して、＜例：評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を＞報酬等として支給することができる。

＜２　会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。＞

（備考一）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（備考二）

第１項のとおり、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。

（備考三）

費用弁償分については報酬等に含まれない。

（職員）

第二二条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

（備考一）

運営協議会（地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく、地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等を構成員として社会福祉法人が任意で設置するもの）を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章　運営協議会

（運営協議会の設置）

第〇条　この法人に、運営協議会を置く。

（運営協議会の委員の定数）

第〇条　運営協議会の委員は〇名とする。

（運営協議会の委員の選任）

第〇条　運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

（1） 地域の代表者

（2） 利用者又は利用者の家族の代表者

（3） その他理事長が適当と認める者

（運営協議会の委員の定数の変更）

第〇条　法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

（意見の聴取）

第〇条　理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

（その他）

第〇条　運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

（備考二）

社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章　会員

（会員）

第〇条　この法人に会員を置く。

２　会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

３　会員に関する規程は、別に定める。

（備考三）

都道府県社会福祉協議会である社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章　運営適正化委員会

（運営適正化委員会の設置）

第〇条　この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。

（運営適正化委員会の委員の定数）

第〇条　運営適正化委員会の委員は〇名とする。

（運営適正化委員会の委員の選任）

第〇条　運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

（運営適正化委員会の委員の定数の変更）

第〇条　法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

（業務の報告）

第〇条　運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

（その他）

第〇条　運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第五章　理事会

（構成）

第二三条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第二四条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1)　この法人の業務執行の決定

(2)　理事の職務の執行の監督

(3)　理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（備考）

（１）「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

①　「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

（注）理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

②　職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

③　債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

④　設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

⑤　建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア　日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ　施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ　緊急を要する物品の購入等

（注）理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑥　基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

（注）理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑦　損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

（注）理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑧　予算上の予備費の支出

⑨　入所者・利用者の日常の処遇に関すること

⑩　入所者の預り金の日常の管理に関すること

⑪　寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

（注）寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

（招集）

第二五条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第二六条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（備考）

第一項については、法第 45 条の 14 第 4 項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。

（議事録）

第二七条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（備考一）

記名押印ではなく署名とすることも可能。

（備考二）

定款で、署名し、又は記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる（法第 45 条の 14 第 6 項）。

第六章　資産及び会計

（資産の区分）

第二八条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番所在の木造瓦葺平家建〇〇保育園園舎　一棟（　　平方メートル）

（２）〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番所在の〇〇保育園　敷地（平方　　メートル）

３　その他財産は、基本財産以外の財産とする。

４　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（備考）

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

（資産の区分）

第二八条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）の四種（公益事業又は収益事業のいずれ

か一方を行う場合は、三種）とする。

２　本文第二項に同じ。

３　その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）以外の財産とする。

４　公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）は、第〇条に掲げる公益を目的とする事業及び第〇条に掲げる収益を目的とする事業（公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載）の用に供する財産とする。

５　本文第四項に同じ。

（基本財産の処分）

第二九条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

一　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

三　社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅延なく所轄庁に届け出るものとする。

（資産の管理）

第三〇条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（備考）

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に次の一項を加える。

３　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第三一条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、＜例１：理事会の承認、例２：理事会の決議を経て、評議員会の承認＞を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三二条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5)　貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6)　財産目録

2　前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3　第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間（、また、従たる事務所に 3 年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)　監査報告

(2)　理事及び監事並びに評議員の名簿

(3)　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)　事業の概要等を記載した書類

（備考）会計監査人を置いている場合の例

第三二条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5)　貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6)　財産目録

2　前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3　第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間（、また、従たる事務所に 3 年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)　監査報告

(2)　会計監査報告

(3)　理事及び監事並びに評議員の名簿

(4)　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5)　事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三三条　この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第三四条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第三五条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

（備考一）

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章　公益を目的とする事業

（種別）

第〇条　この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（１）〇〇の事業

（２）〇〇の事業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

（注１）具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

（注２）上記記載は、あくまで一例であるので、（注１）を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

（注３）公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

（備考二）

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章　収益を目的とする事業

（種別）

第〇条　この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

（１）〇〇業

（２）〇〇業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

（備考）

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

（収益の処分）

第〇条　前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

（備考）

母子及び寡婦福祉法（昭和三九年法律第一二九号）第一四条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭

和三九年政令第二二四号）第六条第一項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

第七章　解散

（解散）

第三六条　この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第三七条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章　定款の変更

（定款の変更）

第三八条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、〔所轄庁〕の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

第九章　公告の方法その他

（公告の方法）

第三九条　この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（備考）

解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

（施行細則）

第四〇条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員、評議員＜、会計監査人＞は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員、評議員の選任を行うものとする。

理事長

理　事

〃

〃
〃
〃
監　事
〃
評議員
〃
〃
〃
〃
〃
〃
＜会計監査人＞

（備考一）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（備考二）

平成 29 年 4 月 1 日前に設立された法人は、評議員及び会計監査人の定めは不要。

（※　租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 40 条第 1 項後段の規定の適用を受けようとする場合における定款例は、関連資料Ⅷを参考にしてください。）

様式例　3

社会福祉法人〇〇〇〇〇設立発起人会議事録

１日　時　令和　年　月　日　（　）　　時から　　時まで

２場　所

３出席者　設立発起人（※　設立時の役員及び評議員候補者を記載すること）

〇　〇　〇　〇　　〇　〇　〇　〇
〇　〇　〇　〇　　〇　〇　〇　〇
〇　〇　〇　〇　　〇　〇　〇　〇
〇　〇　〇　〇　　〇　〇　〇　〇　以上計　　名

４　議長の選任

設立発起人の全員の出席をみたので、発起人〇〇〇〇が仮議長となり、直ちに議長の選任を求めたところ発起人〇〇〇〇から仮議長を推したい旨動議の提出があり、満場の賛同を得て、発起人〇〇〇〇が議長となり、議事に入る。

５　議案及び議事の顛末

第〇号議案　社会福祉法人〇〇〇〇〇の設立について

議長が別紙設立趣意書を朗読、その趣旨に基づき社会福祉法人〇〇〇〇〇を設立することに満場一致をもって議決した。

第〇号議案　社会福祉法人〇〇〇〇〇定款の承認について

議長が別紙定款を朗読、原案を社会福祉法人〇〇〇〇〇定款として採択することに満場一致をもって議決した。

第〇号議案　設立当初の財産目録、事業計画、収支予算について

設立当初の資産、事業内容、収支予算について議長から承認を求めたところ全員異議なく賛成し、承認された。

第〇号議案　社会福祉法人〇〇〇〇〇設立者及び設立代表者並びに設立当初の役員について

設立者に設立発起人がなること、また、設立代表者に〇〇〇〇がなることを決定し、設立者は、設立に関する権限のうち、設立代表者〇〇〇〇と法人との贈与契約に関する事項を除く一切の権限を設立代表者に委任することを満場一致で議決した。

また、設立当初の役員として下記の理事〇名、監事〇名を選任し、理事長には〇〇〇〇が就任することを決議した。

理事長　〇〇〇〇　　理　事　〇〇〇〇
理　事　〇〇〇〇　　監　事　〇〇〇〇
〃　〇〇〇〇　　〃　〇〇〇〇
〃　〇〇〇〇
〃　〇〇〇〇

第〇号議案　評議員会の設置及び評議員の選任について

法人に評議員会を設置し、設立当初の評議員として下記の〇〇名を選任することを決議した。

評議員	〇〇〇〇	評議員	〇〇〇〇
〃	〇〇〇〇	〃	〇〇〇〇
〃	〇〇〇〇	〃	〇〇〇〇
〃	〇〇〇〇	〃	〇〇〇〇
〃	〇〇〇〇	〃	〇〇〇〇
〃	〇〇〇〇	〃	〇〇〇〇

第〇号議案　特別養護老人ホーム〇〇園の建設について

特別養護老人ホーム〇〇園の建設計画及び建設費について審議したところ鉄骨造２階建延　　㎡、建設費総額　　円、その内訳は、本体工事費　　円､附帯設備費　　円､初度調弁費　　円､設計監理費　　円でもって建設することを満場一致で議決した。

第〇号議案　建設資金計画と借入金について

建設資金　　円の財源として寄附金　　円､国県市補助金　　円を充当するが、なお不足する額　　円を独立行政法人福祉医療機構から借り入れることを全員異議なく承認した。

第〇号議案　借入金に関する担保物件について

特養建設に伴う独立行政法人福祉医療機構からの借入金　　円の担保物件については、建設予定地及び建物を担保提供することを全員異議なく承認した。

第〇号議案　借入金に関する連帯保証人について

特養建設に伴う独立行政法人福祉医療機構からの借入金　　円の連帯保証人については、理事長〇〇〇〇及び〇〇〇〇を充てることとして両人も承諾しているため全員異議なく承認した。

第〇号議案　借入金に関する償還財源について

特養建設に伴う福祉医療機構からの借入金の償還財源については､全額〇〇氏からの寄附金を充当することとし、別紙贈与契約書（案）のとおり贈与契約を締結することを全員異議なく承認した。

なお、償還については、理事全員が責任を持ち、将来滞納が生じたときは、理事全員が連帯して償還することを全員異議なく承諾した。

第〇号議案　贈与契約締結に伴う特別代理人の選任について

設立代表者（理事長）〇〇〇〇と法人との贈与契約の締結に際しては、本人の特別代理人として設立発起人△△△△を選任するとともに、本契約締結に関する一切の権限を△△△△に委任することを満場一致で議決した。

第〇号議案　議事録署名人について

議長より議事録署名人を指名したい旨を述べたところ全員異議なく賛成した

ので、議長は、下記両名を議事録署名人として指名した。
○○○○　　○○○○

この議事録の正確を期するため、次のとおり署名する。

令和　　年　　月　　日

設立発起人会議長　　㊞

署　名　人　　㊞

署　名　人　　㊞

（※記名の場合は実印
署名の場合は認印可）

なお、法人の役員及び評議員については、設立の認可を受け、設立登記を行った後に、定款の規定に基づき、改めて選任することになります。

選任の手続きは、次のとおり

（1）　設立時の理事により、理事会を開催し、以下のことを決議
　①　役員候補者の選任
　②　評議員会招集の決議
（2）　設立時の評議員により、評議員会を開催し、役員を選任
（3）　理事会を開催し、以下のことを決議
　①　理事長を選定
　②　評議員選任・解任委員の選任
　③　評議員候補者の選任
（4）　評議員選任・解任委員会を開催し、評議員を選任

様式　4（記載例）

提 出 書 類 目 録（例）

		提 出 書 類		提出した書類に○印
1		社会福祉法人設立認可申請書		○
2		定款		○
3		設立発起人会議事録（写）（設立趣意書含む）		○
4		提出書類目録		○
5		財産目録		○
6 財産目録記載の財産が法人に帰属することを証する書類	(1)	贈与契約書（写）		○
	(2)	（贈与者が地方公共団体の場合）　確約書（写）又は補助予定通知書（写）		○
	(3)	贈与者の身分証明書（写）		○
	(4) 贈与者が法人の場合	ア	定款（写）	
		イ	法人登記事項（全部・現在事項）証明書（写）	
		ウ	社員総会等議事録（写）、決算書（写）	
	(5)	預貯金等残高証明書（写）、所得証明書（写）等		○
	(6)	不動産の登記事項証明書（写）、地図又は地図に準ずる図面		○
	(7)	不動産の価格評価書（写）		○
	(8)	（土地が農地の場合）農地転用許可書（写）		
	(9)	寄附物件に付随する負債の引き受けを証する書類（写）		
7 （借地の場合）	(1)	（地方公共団体から借り受ける場合）土地貸与に係る通知書等（写）		
	(2)	地上権設定契約書（写）		
	(3)	土地賃貸借契約書（写）		
	(4)	土地所有者の身分証明書（写）		
	(5)	不動産の登記事項証明書（写）、地図又は地図に準ずる図面		
	(6)	地代贈与契約書（写）		
	(7)	地代寄附者の身分証明書（写）、所得証明書（写）		
	(8)	（土地が農地の場合）農地転用許可書（写）		
8 事業計画等	(1)	建設年度資金収支予算書（資金収支予算内訳書を含む。）		○
	(2)	第１年度事業計画書		○
	(3)	第１年度資金収支予算書（資金収支予算内訳書を含む。）		○
	(4)	第２年度事業計画書		○
	(5)	第２年度資金収支予算書（資金収支予算内訳書を含む。）		○
	(6)	事業計画に係る確約書		○

		提出書類		提出した書類に○印
9 設立者、設立後の役員及び評議員に関する書類	(1)	設立代表者の履歴書（写）		○
	(2)	〃　身分証明書（写）		○
	(3)	設立代表者の権限を証する書類（委任状）（写）		○
	(4)	評議員及び役員就任承諾書（写）		○
	(5)	評議員及び役員就任予定者の履歴書（写）		○
	(6)	〃　身分証明書（写）		○
	(7)	〃　欠格事由に該当しないことの申立書（写）		○
	(8)	〃　親族等の特殊の関係がある者に関する申立書（写）		○
10 施設建設関係書類	(1)	施設建設計画書		○
	(2)	建設図面（付近見取図・配置図・平面図・立面図）（写）		○
	(3)	施設建設費見積書（写）		○
	(4)	設計監理費見積書（写）		○
	(5)	建築確認済書（写）		○
	(6)	設備整備（初度調弁）計画書		○
	(7)	設備整備費見積書（写）		○
	(8)	補助金交付決定内定書（写）		○
	(9)	助成金等の交付決定内定書（写）		○
	(10)	建設自己資金贈与契約書（写）		○
	(11)	贈与者の身分証明書（写）		○
	(12)	贈与者の預貯金残高証明書（写）、所得証明書（写）等		○
	(13) 借入金関係書類	ア	貸付内定書（写）	○
		イ	償還計画	○
		ウ	償還金贈与契約書（写）	○
		エ	寄附者及び保証人の身分証明書（写）	○
		オ	〃　所得証明書（写）又は納税証明書（写）	○
		カ	（寄附者が地方公共団体の場合） 確約書（写）又は補助予定通知書（写）	○
		キ	（寄附者が団体の場合） 定款（写）、登記事項証明書（写）、議事録（写）及び決算書（写）	○
		ク	（寄附者が後援会の場合） 規約（写）、会員名簿（写）、議事録（写）、後援会の過去３～５年寄附実績（写）	○
11 関係施設長	(1)	施設長就任承諾書（写）		○
	(2)	施設長就任予定者の履歴書（写）		○
	(3)	施設長の資格を証する書類（写）		○
12		基本財産編入誓約書		○
13		諸規程（管理、就業、給与、経理等）		○

事務担当者

役 職 名（　　）　　氏　名（　　）

電話番号（　　）　　FAX番号（　　）

住　　所（〒　　）

様式例　5

社会福祉法人〇〇福祉会

財　産　目　録

（設 立 当 初）

Ⅰ　資産の部		円
1　基本財産		円
（内　訳）		
(1)　土地		
津市〇〇町〇〇丁目〇〇番所在の（地目、面積㎡を記載）		
㎡単価　　円	総額　　円	
(2)　建物		
津市〇〇町〇〇丁目〇〇番地所在の建物（構造、面積㎡を記載）		
	円	
(3)　基本財産基金	円	
2　その他財産		円
（内　訳）		
(1)　建設自己資金	円	
(2)　運転資金	円	
(3)　法人事務費	円	
(4)　什器備品	円	
(5)　権利	円	
Ⅱ　負債の部		円
Ⅲ　差引純資産		円

（注）1　法人設立に当たって締結した贈与契約に基づき法人が取得する財産について記載してください。（※不要な項目は削除してください。）

2　土地について、不動産の登記事項証明書のとおり１筆ごとに記入してください。

3　建物について、既存の建物の贈与を受ける場合に不動産の登記事項証明書のとおり１棟ごとに記載してください。

4　什器備品については、什器備品の贈与を受ける場合に記載してください。

5　負債を抱えての法人設立は、原則として認められないため、負債の部は０円となります。

様式例　6

贈　与　契　約　書

○○○○（以下「甲」という。）と社会福祉法人○○○会設立代表者○○○○（以下「乙」という。）は、次のとおり贈与契約を締結する。（※）

第１条　甲は、社会福祉法人○○○会（以下「法人」という。）の設立が認可され、その登記により法人が成立した場合は、甲が所有する別記贈与財産目録に記載する財産（以下「贈与財産」という。）を法人に贈与することを約し、乙はこれを承諾した。

第２条　法人の設立の認可が得られないときは、この契約は無効とし、これにより損害が発生した場合、甲は、損害の賠償を請求することができない。

第３条　甲は、法人が成立した日から○日（又は○週間）以内に、贈与財産を法人に引き渡さなければならない。

第４条　甲は、前条の規定により法人に引き渡した贈与財産のうち権利関係の登記又は登録制度の対象となっている財産について、その引渡し後、遅滞なく登記又は登録の手続きをとらなければならない。

第５条　この契約に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙は誠意をもって協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙署名押印の上、それぞれ１通を保有する。

令和　年　月　日

甲　住所

氏名　　実印

乙　住所

社会福祉法人○○○会設立代表者（※）

氏名　　実印

(注) １　法人設立認可申請時に契約書原本の写を提出してください。なお、契約書の原本は関係者がそれぞれ保有してください。

(注) ２　この契約書の様式例に定める条項のほか、必要に応じて所要の条項を加えるなど、適宜修正して作成してください。

(※) 設立代表者からの贈与がある場合については、次の例のとおり記載してください。

○○○○（以下「甲」という。）と社会福祉法人○○○会設立代表者特別代理人○○○○（以下「乙」という。）は、次のとおり贈与契約を締結する。

別　記

贈与財産目録

１　現　金

金　　円

（内　訳）

建設自己資金　　円

運転資金　　円

法人事務費　　円

２　土　地

津市〇〇町〇〇丁目〇〇番所在の土地１筆　　㎡

３　建　物

津市〇〇町〇〇丁目〇〇番地所在の〇〇造〇階建　建物

１棟　　延べ　　㎡

４　什器備品その他の資産

（注）１　土地について、不動産の登記事項証明書のとおりに記載し、土地の一部について贈与を受ける場合は、分筆登記後の不動産の登記事項証明書により記載してください。

２　建物について、既存の建物の贈与を受ける場合に不動産の登記事項証明書記載のとおり記載してください。

様式例　7

身　分　証　明　書

本　籍　　○○県○○市○○町○○番地
氏　名　　○○○○

大正
昭和　　年　月　日生
平成

1　禁治産又は準禁治産者の宣告の通知を受けていない。
2　破産宣告の通知を受けていない。
3　後見の登記の通知を受けていない。

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和　年　月　日
○○市（町、村）長
氏名　　公印

（注）本籍地の市区町村で発行

様式例　8

医療法人〇〇〇社員総会議事録

1　日　時　令和　年　月　日（　）　　時　　～　　時
2　場　所　〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
　　〇〇病院会議室
3　出席者　社員総数〇〇名
　　出席社員〇〇名
　定刻に至り、理事長〇〇〇〇が定款第〇〇条の規定により、議長となり、定款第〇〇条の規定により、総会が成立したことを宣し、議事録署名人に〇〇及び〇〇を選出して議事に入った。
4　議　題　社会福祉法人〇〇会への寄附等について
(1)　敷地の贈与について
(2)　建設資金自己負担分の寄附について
(3)　借入金償還金の寄附について

5　審議経過
〇〇社員「(発言要旨)　----------」
〇〇社員「----------」

令和　年　月　日

議事録署名人　〇〇〇〇㊞

〇〇〇〇㊞

この議事録謄本は原本のとおり相違ありません。

令和　年　月　日
医療法人　〇〇〇
理事長　〇〇〇〇㊞

様式例　9

免責的債務引受契約証書

第１条　社会福祉法人　○○会　設立代表者　○○（以下「丙」という。）は、○○○○（以下「乙」という。）が令和　　年　　月　　日付金銭消費貸借契約証書（以下「原契約書」という。）に基づき、○○信用金庫（以下「甲」という。）から借り受け現に負担している債務金　　円（元高金　　円）及びこれに付帯する一切の債務を原契約書の特約条項を承認の上、かつ、その債務の同一性を維持して引き受けることを申込み、甲はこれを承認し、乙はこれに同意した。

第２条　乙は、丙が前条の債務を引き受けたことによりその債務を免れる。

第３条　丙は、本契約により引き受けた債務を原契約書の特約条項に従って履行するものとする。

第４条　丙は、甲の抵当権が設定された末尾記載の物件について、本債務引き受けに係る登記手続きを速やかに完了し、その登記事項証明書を甲に提出するものとする。

第５条　この証書の作成及び登記その他の契約に関する一切の費用は丙がこれを負担する、

第６条　　は、本債務引受契約を承認し、引き続き保証人となり、保証人相互間に連帯して、丙と保証人との間に保証委託契約の効力にかかわらず債務履行の責を負うものとする。

第７条　丙及び保証人は、甲が請求したときはいつでも、公証人に委嘱して原契約書及びこの契約に基づく債務の承認並びに強制執行の認諾のある公正証書の作成に必要な手続をとるものとする。

第８条　この契約に関しては、この証書に別段の定めがあるもののほか、すべて原契約書の各条項を適用又は準用するものとする。

この契約の成立を証するため、証書１通を作成し、甲がこれを保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　所在地

名　称　○○信用金庫　　代表取締役　　印

乙　住　所

氏　名　○○　○○　　印

丙　所在地

名　称　社会福祉法人　○○会　設立代表者　　印

連帯保証人　　印

連帯保証人　　印

物件の表示

（土地）

（１）所在　　地目　　地籍　　㎡

（２）所在　　地目　　地籍　　㎡

様式例　10

地上権設定契約書

土地所有者○○○○（以下「甲」という。）と社会福祉法人○○会設立代表者○○○○（以下「乙」という。）は、次のとおり地上権設定契約を締結する。（※）

（地上権設定の目的）

第１条　甲は、乙が社会福祉法第３１条第１項の規定に基づき申請した社会福祉法人○○会（以下「法人」という。）の設立が認可され、その登記により法人が成立した場合は、甲が所有する末尾記載の土地（以下「本件土地」という。）について、法人が建設する特別養護老人ホームの用に供させる目的をもって、地上権者乙のため地上権を設定する。

（存続期間）

第２条　地上権の存続期間は、この契約の締結日から本件施設が存続している期間とする。

（注）借地借家法上、借地権の存続期間は３０年以上で、これより短い期間は無効です。

２　本件土地について地上権の行使を妨げる権利があるときは、甲は当該権利を消滅（登記又は登録された権利については抹消）させなければならない。

（地代）

第３条　地代は、無償とする。**（有償とする場合は、適宜具体的に規定してください。）**

（登記）

第４条　甲は、この契約の締結後、遅滞なく地上権設定登記の手続をとるものとする。

（以下、適宜必要な条項を追加してください。）

（契約外の事項）

第○条　この契約に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号

氏名　　実印

乙　　○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号

社会福祉法人○○会設立代表者（注２）

氏名　　実印

土地の表示

１　所在地　　○○県○○市○○町○○丁目○○番

２　地　目　　宅地

３　公簿面積　　㎡

（注１）　借地借家法第２３条第１項の規定に基づく事業用定期借地権の場合は、契約内容が異なり、また、公正証書によることとなります。

（注２）　法人設立認可申請時には、契約書原本の写しを添付してください。なお、契約書の原本は関係者がそれぞれ保有してください。

（※）　設立代表者が所有する土地に地上権を設定する場合については、次の例のと

おり記載してください。〇〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇会設立代表者特別代理人〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり地上権設定契約を締結する。

様式例　11

土地賃貸借契約書

土地所有者○○○○（以下「甲」という。）と社会福祉法人○○会設立代表者○○○○（以下「乙」という。）は、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。（※）

（目　的）

第１条　甲は、乙が社会福祉法第３１条第１項の規定に基づき申請した社会福祉法人○○会（以下「法人」という。）の設立が認可され、その登記により法人が成立した場合は、甲が所有する末尾に記載する土地（以下「本件土地」という。）について、法人が特別養護老人ホーム△△園の施設（以下「本件施設」という。）を設置・所有する目的をもって、法人を借地権者として本件土地を賃貸する。

（存続期間）

第２条　貸借権の存続期間は、この契約の締結日から本件施設が存続している期間とする。

（注）借地借家法上、借地権の存続期間は３０年以上で、これより短い期間は無効です。

（賃貸料）

第３条　賃貸料は、１月（１年）につき○○円とする。ただし、月（年）の中途に係るときは、その月（年）分の賃貸料は、日割計算によって算定した額とする。**（適宜具体的に規定してください。）**

（賃借権設定登記）

第４条　甲は、この契約の締結後、遅滞なく賃借権設定登記の手続をとるものとする。

（以下、適宜必要な条項を追加してください。）

（契約外の事項）

第○条　この契約に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和　年　月　日

甲　○○県○○市○○町○○番地
　　氏名　　実印
乙　○○県○○市○○町○○番地
　　社会福祉法人　○○会（※）
　　設立代表者　○○○○㊞

１　本件土地の表示　○○県○○市○○町○○番
　　地目　　地籍　　○○㎡

（注１）　借地借家法第２３条第１項の規定に基づく事業用定期借地権の場合は、契約内容が異なり、また、公正証書によることとなります。

（注２）　法人設立認可申請時には、契約書原本の写しを添付してください。なお、

契約書の原本は関係者がそれぞれ保有してください。

（※）　設立代表者の土地を賃貸借する場合については、次の例のとおり記載してください。○○○（以下「甲」という。）と社会福祉法人○○会設立代表者特別代理人○○○（以下「乙」という。）は、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

様式例　12

令和　　年度特別養護老人ホーム〇〇園事業計画

1　利用定員
2　職員定数
3　事業開始予定年月日
4　事業運営基本計画

5　利用者の援助

6　健康管理

7　防災計画

8　日課

9　職員名簿

職名（注１）	氏名（注２）	前　歴	資　格	年齢	本　俸
施　設　長					
事　務　員					
生活相談員					
介護職員					
〃					
看護職員					
〃					
機能訓練指導員					
〃					
栄　養　士					
調　理　員					
〃					
介護支援専門員					
医　　師					

10　資金計画

別紙、資金収支予算書のとおり。

注１　必要職種の全てについて記載してください。

注２　選考中で未定の場合、その旨記載してください。

様式例　13

資　金　収　支　予　算　書

（自）令和　年　月　日　（至）令和　年　月　日　（単位：円）

勘定科目			予算(A)	前年度予算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入				
		老人福祉事業収入				
		児童福祉事業収入				
		保育事業収入				
		就労支援事業収入				
		障害福祉サービス等事業収入				
		生活保護事業収入				
		医療事業収入				
		○○事業収入				
		○○収入				
		借入金利息補助金収入				
		経常経費寄附金収入				
		受取利息配当金収入				
		その他の収入				
		流動資産評価益等による資金増加額				
		事業活動収入計（１）				
	支出	人件費支出				
		事業費支出				
		事務費支出				
		就労支援事業支出				
		授産事業支出				
		○○支出				
		利用者負担軽減額				
		支払利息支出				
		その他の支出				
		流動資産評価損等による資金減少額				
		事業活動支出計（２）				
	事業活動資金収支差額（３）=（１）－（２）					
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入				
		施設整備等寄附金収入				
		設備資金借入金収入				
		固定資産売却収入				
		その他の施設整備等による収入				
		施設整備等収入計（４）				
	支出	設備資金借入金元金償還支出				
		固定資産取得支出				
		固定資産除却・廃棄支出				
		ファイナンス・リース債務の返済支出				
		その他の施設整備等による支出				
		施設整備等支出計（５）				
	施設整備等資金収支差額（６）=（４）－（５）					
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入				
		長期運営資金借入金収入				
		長期貸付金回収収入				
		投資有価証券売却収入				
		積立資産取崩収入				
		その他の活動による収入				
		その他の活動収入計（７）				
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出				
		長期貸付金支出				
		投資有価証券取得支出				
		積立資産支出				
		その他の活動による支出				
		その他の活動支出計（８）				
	その他の活動資金収支差額（９）=（７）－（８）					
予備費支出(10)						
当期資金収支差額合計(11)=（３）+（６）+（９）－(10)						

前期末支払資金残高(12)				
当期末支払資金残高(11)＋(12)				

（注）勘定科目は、会計基準の勘定科目説明の大区分のみを記載し、必要のないものは省略する。

資金収支予算サービス区分別内訳書　例

（自）令和　年　月　日　　（至）令和　年　月　日　　（単位：円）

勘定科目 ＼ 事業区分 / 拠点区分 / サービス区分			社会福祉事業		公益事業	内部取引消去	合計	備考
			○○		△△			
			本部	○○事業	△△事業			
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入 施設介護料収入 介護報酬収入 利用者負担金収入（公費） 利用者負担金収入（一般） 居宅介護料収入 （介護報酬収入） ・・・・・・・・						
		事業活動収入計（1）						
	支出	人件費支出 役員報酬支出 職員給料支出 職員賞与支出 ・・・・・・・・ 事業費支出 ・・・・・・・・ 事務費支出 ・・・・・・・・						
		事業活動支出計（2）						
		事業活動資金収支差額（3）=（1）－（2）						
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入 施設整備等補助金収入 設備資金借入金元金償還補助金収入 施設整備等寄附金収入 施設整備等寄附金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入 設備資金借入金収入 ・・・・・・・・ その他の施設整備等による収入 ○○収入						
		施設整備等収入計（4）						
	支出	設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出 土地取得支出 建物取得支出 ・・・・・・・ 車輌運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 ○○取得支出 ・・・・・・・ その他の施設整備等による支出 ○○支出						
		施設整備等支出計（5）						
		施設整備等資金収支差額（6）=（4）－（5）						
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金収入 ・・・・・・・・ 事業区分間長期借入金収入 拠点区分間繰入金収入 その他の活動による収入 ○○収入						
		その他の活動収入計（7）						
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出 長期貸付金支出 ・・・・・・・・ 事業区分間長期貸付金支出 拠点区分間繰入金支出 その他の活動による支出 ○○支出						
		その他の活動支出計（8）						
		その他の活動資金収支差額（9）=（7）－（8）						
予備費支出(10)								
当期資金収支差額合計(11)=（3）+（6）+（9）－(10)								
前期末支払資金残高(12)								
当期末支払資金残高(11)＋(12)								

（注）1　勘定科目は、会計基準の勘定科目説明の小区分まで記載し、必要のないものは省略する。
　　2　法人の全てのサービス区分が表示できるよう適宜調製して作成してください。

様式例　14

設立者の履歴書

履　歴　書

現住所

氏名　○　○　○　○

昭和○○年○○月○日生

学　歴

昭和○○年○月　○○大学○○学部○○学科卒業

職　歴

昭和○○年○月　㈱○○入社（医薬品製造販売業）

昭和○○年○月　㈱○○退社

昭和○○年○月　○○薬局を開業現在に至る。

その他の社会的活動歴

昭和○○年○月～現在　民生・児童委員

平成○○年○月～現在　○○町内会会長

他法人役員歴

平成○○年○月～現在　社会福祉法人○○会　理事・評議員

上記のとおり相違ありません。

令和　　年　　月　　日

氏　名　　㊞

様式例　15

委　　任　　状

ア　設立代表者が設立に関する一切の権限を有する場合

委　　任　　状　（記載例）

住　所
氏　名

上記の者を社会福祉法人　○　○　会の設立代表者として設立に関し必要な一切の権限を委任する。

令和　　年　　月　　日

設立者　　（住　所）　　（氏　名）　　実印
〃
〃
〃
〃
〃

イ　設立代表者が贈与契約の当事者（寄附者）となる場合

上記の者を社会福祉法人　○　○　会の設立代表者として設立に関し必要な一切の権限（○○○○〈代表者指名〉との贈与契約の締結に係る部分を除く。）を委任する。

ウ　イの場合で設立代表者以外の者に贈与契約の締結に係る権限のみを委任する場合

上記の者を社会福祉法人　○　○　会と○○○○との贈与契約の締結に係る権限を委任する。

様式例　16

理事（※１）就任承諾書

社会福祉法人〇〇会の理事（※１）に就任することを承諾します。

令和　　年　　月　　日　　（※２）

住　所
氏　名　　印
（記名押印又は署名（自署））

社会福祉法人　〇〇〇　会
設立代表者　　〇〇〇〇　様
（理事長）

（注）　この様式例は、社会福祉法人設立時のものであるため、既設法人の場合は、新たに役員又は評議員に就任する際に理事長あて提出してください。
（※１）　監事及び評議員の就任承諾書は、適宜修正して作成してください。
（※２）　設立代表者に権限を委任した日付以降で、かつ、法人設立認可申請日以前の日付となります。

様式例　17-1

欠格事由に該当しないことの申立書（評議員）

社会福祉法人〇〇会の評議員に就任するにあたり、社会福祉法第４０条第１項各号に規定する次の欠格事由に該当しないことを申し立てます。

【社会福祉法第４０条第１項　評議員の欠格事由】

１　法人

２　精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

３　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

４　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

５　第５６条第８項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

６　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

社会福祉法人〇〇会
設立代表者（※１）（又は理事長）〇〇〇〇　様

令和　　年　　月　　日

申立人
氏　名　　〇〇〇〇　　印
（記名押印又は署名（自署））

※1　この様式例は、社会福祉法人設立時のものであるため、既設法人の場合は、新たに評議員に就任する際に理事長宛て提出してください。

様式例　17-2

欠格事由に該当しないことの申立書（理事）

社会福祉法人〇〇会の理事に就任するにあたり、社会福祉法第４４条第１項において準用する第４０条第１項各号に規定する次の欠格事由に該当しないことを申し立てます。

【社会福祉法第４０条第１項　理事の欠格事由】

１　法人

２　精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

３　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

４　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

５　第５６条第８項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

６　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

社会福祉法人〇〇会
設立代表者（※１）（又は理事長）　〇〇〇〇　様

令和　　年　　月　　日

申立人
氏　名　　〇〇〇〇　　印
（記名押印又は署名（自署））

※１　この様式例は、社会福祉法人設立時のものであるため、既設法人の場合は、新たに理事に就任する際に理事長宛て提出してください。

様式例　17-3

欠格事由に該当しないことの申立書（監事）

社会福祉法人〇〇会の監事に就任するにあたり、社会福祉法第４４条第１項において準用する第４０条第１項各号に規定する次の欠格事由に該当しないことを申し立てます。

【社会福祉法第４０条第１項　監事の欠格事由】

１　法人

２　精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

３　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

４　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

５　第５６条第８項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

６　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

社会福祉法人〇〇会
設立代表者（※１）（又は理事長）　〇〇〇〇　様

令和　　年　　月　　日

申立人
氏　名　　〇〇〇〇　　印
（記名押印又は署名（自署））

※1　この様式例は、社会福祉法人設立時のものであるため、既設法人の場合は、新たに監事に就任する際に理事長宛て提出してください。また、

様式例　18-1

親族等の特殊の関係がある者に関する申立書（評議員）

社会福祉法人○○○○の評議員に就任するにあたり、他の評議員及び各役員について、社会福祉法第４０条第４項及び第５項に規定する親族等は含まれていません。

社会福祉法人○○○会
設立代表者（※１）（又は理事長）　○○○○　様

令和　　年　　月　　日

申立人
氏　名　　○　○　○　○　印
（記名押印又は署名（自署））

※１　この様式例は、社会福祉法人設立時のものであるため、既設法人の場合は、新たに評議員に就任する際に理事長宛て提出してください。

社会福祉法
（評議員の資格等）
第四十条
４　評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。
５　評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

社会福祉法施行規則
（評議員のうちの各評議員と特殊の関係がある者）
第二条の七　法第四十条第四項に規定する各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。
一　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
二　当該評議員の使用人
三　当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
四　前二号に掲げる者の配偶者
五　第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
六　当該評議員が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社

会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該評議員及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の合計数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

七　他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

八　次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

イ　国の機関

ロ　地方公共団体

ハ　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

ニ　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

ホ　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

ヘ　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員のうちの各役員と特殊の関係がある者）

第二条の八　法第四十条第五項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一　当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二　当該役員の使用人

三　当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

四　前二号に掲げる者の配偶者

五　第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

六　当該役員が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

七　他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

様式例　18-2

親族等の特殊の関係がある者に関する申立書（理事）

社会福祉法人〇〇〇〇の理事に就任するにあたり、他の理事との親族その他の特殊の関係（以下親族等という）について、次のとおり申し立てます。

□　他の理事について、社会福祉法第４４条第６項に規定する親族等は含まれていません。

□　他の理事について、社会福祉法第４４条第６項に規定する親族等は次の者のみです。

（親族等の氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿（本人との関係）＿＿＿＿＿＿＿＿
（親族等の氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿（本人との関係）＿＿＿＿＿＿＿＿
（親族等の氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿（本人との関係）＿＿＿＿＿＿＿＿
（親族等の氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿（本人との関係）＿＿＿＿＿＿＿＿
（親族等の氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿（本人との関係）＿＿＿＿＿＿＿＿

社会福祉法人〇〇〇会
設立代表者（※）（又は理事長）（※）　〇〇〇〇　様

令和　　年　　月　　日

申立人
氏　名　　〇　〇　〇　〇　印
（記名押印又は署名（自署））

※　この様式例は、社会福祉法人設立時のものであるため、既設法人の場合は、新たに理事に就任する際に理事長宛て出してください。

社会福祉法
（役員の資格等）
第四十四条
６　理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

社会福祉法施行規則

（理事のうちの各理事と特殊の関係がある者）

第二条の十　法第四十四条第六項に規定する各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一　当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二　当該理事の使用人

三　当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

四　前二号に掲げる者の配偶者

五　第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

六　当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。以下この号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

七　第二条の七第八号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

様式例　18-3

親族等の特殊の関係がある者に関する申立書（監事）

社会福祉法人○○○○の監事に就任するにあたり、各役員について、社会福祉法第４４条第７項に規定する親族等は含まれておりません。

社会福祉法人○○○会
設立代表者（※）（又は理事長）　○○○○　様

令和　　年　　月　　日

申立人
氏　名　　○　○　○　○　印
（記名押印又は署名（自署））

※　この様式例は、社会福祉法人設立時のものであるため、既設法人の場合は、新たに監事に就任する際に理事長宛て提出してください。

社会福祉法
（役員の資格等）
第四十四条
７　監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

社会福祉法施行規則
（監事のうちの各役員と特殊の関係がある者）
第二条の十一　法第四十四条第七項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。
一　当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
二　当該役員の使用人
三　当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
四　前二号に掲げる者の配偶者
五　第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
六　当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占

める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

七　当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該監事及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の合計数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

八　他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

九　第二条の七第八号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

様式例　19

特別養護老人ホーム建設計画書

社会福祉法人〇〇会

1　施設名　　〇〇ホーム
2　経営主体　　社会福祉法人〇〇会
3　設置場所
4　定員　　名
5　敷地の面積　　㎡
6　規模及び構造
　　1階床面積　　㎡
　　2階床面積　　㎡
　　3階床面積　　㎡
　　延床面積　　㎡
7　配置図及び平面図　別紙のとおり
8　整備費（支出）　　円
　内訳
　　敷地造成工事費　　円
　　建築主体工事費　　円
　　冷暖房設備費　　円
　　浄化槽設備費　　円
　　初年度調弁費　　円
　　設計監理費　　円
9　整備費（収入）　　円
　内訳
　　国・県補助金　　円
　　津市補助金　　円
　　福祉医療機構借入金　　円
　　自己資金　　円
10　工事予定期間
　(1)　建築工事着手　　令和　　年　　月　　日
　(2)　竣工予定　　令和　　年　　月　　日
11　施設事業開始予定年月日　　令和　　年　　月　　日

様式例　20

設備整備（初度調弁）計画書

区分	品　　名	数　量	単　　価	金　　額
事務室関係	園長事務机			円
	事務長事務机			
	…			
	…			
	…			
厨房・食堂関係	厨房器具			
	食堂用机			
	…			
	…			
	…			
医務室関係	…			
	…			
	…			
	…			
	…			
	…			
	…			
	…			
	…			
合　計				円

様式例　21

償　還　計　画

1　年次別償還額及び充当財源別金額

区分 / 年次	償還額			充当財源別金額			
	元金	利息	合計	寄附者名	補助金	その他	合計
	円	円	円		円	円	円
1　令和○○年				○○○○	○○補助金		
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
合　計							

（注）寄附者名は１名ごとに記入してください。

2　充当財源の調達方法

財源区分	調達方法
補助金	利息所要額の○分の○
寄附金	理事長　○○○○、理事　○○○○、監事　○○○○、○○○○、元利償還金所要額から補助金を控除した額を毎年寄附
その他	

様式例　22

施 設 長 就 任 承 諾 書

社会福祉法人〇〇会が設置経営する特別養護老人ホーム「〇〇ホーム」の施設長に就任することを承諾します。
なお、施設長に就任するにあたっては、この職務に専念することを誓約します。

令和　　年　　月　　日

住所　〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇

氏名　〇　〇　〇　〇　印

社会福祉法人　〇〇会
設立代表者　〇〇〇〇様

※履歴書を添付してください。

様式例　23

基 本 財 産 編 入 誓 約 書

誓　約　書

この度、社会福祉法人〇〇会が設置経営する特別養護老人ホーム「〇〇ホーム」の建物については、完成後、速やかに基本財産に編入することを誓約します。

令和　　年　　月　　日

津市長　宛て

社会福祉法人〇〇会
設立代表者〇〇〇〇

Ⅵ　設立認可後に必要な手続

１　社会福祉法人の設立登記

社会福祉法人は、設立の認可を受けたのち、組合等登記令（以下「登記令」という。）の定めるところにより、その設立の登記をしなければならず（法第２９条第１項）、主たる事務所の所在地において、この登記をすることによって成立します。（法第３４条）

また、登記すべき事項については、登記後でなければ、これをもって第三者に対抗することができません。（法第２９条第２項）

(1)　登記事項（登記令第２条第２項）

ア　目的及び業務（定款に掲げる目的、事業の種類及び内容、公益事業及び収益事業がある場合は当該事業）

イ　名称（定款に掲げる名称）

ウ　事務所の所在場所（定款に掲げる事務所の所在地（従たる事務所を置くときはその所在地））

エ　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

オ　存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

カ　資産の総額（財産目録記載の基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産を現金に評価した額の合計から負債の額を差し引いた額）

(2)　登記の時期

設立認可書が到着した日から２週間以内（登記令第２条第１項及び第２４条）

２　財産の移転

設立の認可を受けた社会福祉法人は、遅滞なく財産目録記載の財産（設立認可・法人の成立を停止条件とした贈与契約の履行により贈与を受けた財産）の移転を受けて、その移転を終了した後１か月以内に、これを証明する書類を添付して所轄庁（津市長）に報告（以下「財産移転完了報告」という。）しなければなりません（社会福祉法施行規則（以下「施行規則」という。）第２条第４項）。

(1)　財産移転完了報告書

ア　報告書（**様式 24・83 頁**）

イ　添付書類

(ｱ)　財産目録　設立認可申請書に添付したもの

(ｲ)　不動産の登記事項証明書（写）

（設立時に不動産を譲渡された場合又は土地に地上権等権利を設定した場合）

(ｳ)　預金通帳（写）及び預貯金残高証明書（写）

（寄附があり、それを銀行等に預けた場合）

(ｴ)　受領書の写し

（現金等の寄附申込みがあった場合、その寄附者に発行したものの写し）

(ｵ)　法人の登記事項証明書（写）

(ｶ)　その他財産の移転を受けたことを証明する書類

(2)　提出部数　正本　１部

様式　24

令和　　年　　月　　日

（宛先）津市長

社会福祉法人　　〇〇〇会
所在地
理事長

財産移転完了報告について

令和　　年　　月　　日付にて認可された社会福祉法人　〇　〇　会の設立当初の贈与財産について、その移転を完了しましたので、社会福祉法施行規則第２条第４項の規定により、下記の証憑書類を添えて報告します。

（添付書類）
１　財産目録
２　不動産の登記事項証明書（写）
３　預金通帳(写)及び預貯金残高証明書(写)
４　受領書の写し
５　法人の登記事項証明書（写）
６　その他財産の移転を受けたことを証明する書類

Ⅶ　定款変更認可申請及び届出の手続

１　概要

⑴　**定款は、社会福祉法人のいわば憲法であり、社会福祉法人の機関は、定款に反して行動することはできません。社会福祉法人は、法令の定めるところに従い、その定款で定めた目的の範囲内において、権利を有し義務を負います。**

また、法第５６条第１項の規定に基づく所轄庁（津市長）による指導監査は、社会福祉法人による定款の遵守状況等について監査するものであり、所轄庁（津市長）は、社会福祉法人が定款に違反し、その運営が著しく適正を欠くと認めるときは、勧告、公表に加え、必要な措置をとるべきことを命ずることなどができます（同条第４項から第８項）。

⑵　定款に記載された事項に変更が生じたときは、法令及び定款の定めるところにより、定款変更が必要となりますが、定款の変更に当たっては、次のア又はイのとおり、所轄庁（津市長）の認可が効力発生要件とされているものと、認可を要せず、所轄庁（津市長）への届出が必要とされているものがあります。

ア　所轄庁（津市長）の認可が効力発生要件とされているもの

定款の記載事項のうち、次のイに掲げるものを除き、所轄庁（津市長）の認可を受けなければ、その効力が生じません（法第４５条の３６第２項）。このように定款変更について認可を効力発生要件としたのは、社会福祉法人の都合でその目的を変更し、従来経営していた施設を廃止し、又は縮小することが許されるとすれば、その施設やサービスを利用している者の福祉を阻害する恐れがあり、このような弊害を防止するなどの観点から、所轄庁（津市長）の認可をもって効力発生要件としています。

したがって、仮に所轄庁（津市長）の認可を受けることなく、定款の事業目的を追加し、又は削除した場合においては、当該認可を受けない限り、その効力は生じないことになります。

【所轄庁（津市長）の認可を要する主な変更事項】

（ア）　法人の事業目的の追加、削除及び変更

（イ）　役員定数の変更

（ウ）　基本財産の変更（増加を除く。）

（エ）　定款例に準拠するための変更

イ　所轄庁（津市長）の認可を要せず、届出が必要とされているもの

施行規則第４条第１項各号に定める次の（ア）から（ウ）までに掲げる変更事項については、所轄庁（津市長）の認可を受ける必要はなく、定款上の手続に従い定款を変更した後、遅滞なくそのことを所轄庁（津市長）に届出しなければなりません（法第４５条の３６第４項）。

【所轄庁（津市長）への届出を要する変更事項】

（ア）　事務所の所在地の変更

（住居表示に関する法律に基づき住居表示が実施された場合を含む。）

（イ）　基本財産の変更（増加に限る。）

（ウ）　公告方法の変更

⑶　定款変更の手続については、次のアからウまでに示すとおりです。

ア　評議員会の決議（法第４５条の３６第１項、法第４５条の９第７項）

議決に加わることができる評議員の３分の２（これを上回る割合を定款で定め

た場合にあっては、その割合）以上に当たる多数による決議が必要となります。

イ　定款変更認可申請及び定款変更届出の提出書類等（施行規則第３条）

定款変更認可申請及び定款変更届出に関する提出書類等は、次のとおりです。

区　　分	定款変更認可申請	定款変更届出
提出書類	定款変更認可申請書（様式 25：88 頁参照）	定款変更届出書（様式 28：93 頁参照）
添付書類	定款変更認可申請提出書類一覧表（86 頁参照）のとおり。	定款変更届提出書類一覧表（92 頁参照）のとおり。
提出部数	正本２部	正本１部
提 出 先	津市健康福祉部福祉監査室（津市役所本庁舎１階１２番窓口） 〒５１４－８６１１　津市西丸之内２３番１号 電　　話　０５９－２２９－３３５１ ファックス　０５９－２２９－３３３４	

ウ　変更登記

定款変更事項が社会福祉法人の登記事項（登記令第２条第２項）に関するものであれば、定款変更の認可を受けた後（定款変更届出事項については、定款変更後）、主たる事務所の所在地において、２週間以内（参考：毎事業年度末日現在の資産の総額については、毎事業年度末日から３か月以内）に変更の登記をしなければなりません（法第２９条第１項、登記令第３条第１項）。これらの登記事項については、登記の後でなければ、第三者に対抗することができません（法第２９条第２項）。

【主な登記事項】

（ア）　目的及び業務

（イ）　社会福祉法人の名称

（ウ）　事務所の所在場所（住居表示に関する法律に基づき住居表示が実施された場合を含む。）

（エ）　代表者の氏名、住所及び資格

（オ）　資産の総額

定款変更認可申請提出書類一覧表

（○印が必要な添付書類）

変更事項 ＼ 提出書類			事業の追加		事業廃止	役員定数の変更	基本財産の変更			条文整理	備考
			設置経営	受託経営			増・改築	減少	削除		
1	定款変更認可申請書		○	○	○	○	○	○	○	○	様式 25・88 頁
2	評議員会・理事会議事録（写）		○	○	○	○	○	○	○	○	様式例 26・89 頁注）議事録に附属する議題及び議案資料も併せて添付する。
3	変更後の定款		○	○	○	○	○	○	○	○	
4	現行の定款		○	○	○	○	○	○	○	○	
5	事業計画書		○	○	－	－	－	－	－	－	事業開始年度及び次年度の２か年分
6	資金収支予算書		○	○	－	－	－	－	－	－	
7	受託契約書（仕様書を含む。）（写）		－	○	－	－	－	－	－	－	
8 施設建設関係書類	建設関係の収支予算書、決算書又は資金計画書		○	－	－	－	○	－	－	－	
	補助金、助成金等の交付決定通知書（写）		○	－	－	－	○	－	－	－	
	借入金関係書類	借入金の融資決定通知書又は受領書等（写）	○	－	－	－	○	－	－	－	
		借入金償還計画	○	－	－	－	○	－	－	－	
		借入金償還資金贈与契約書（写）	○	－	－	－	○	－	－	－	
		所得証明書（写）、身分証明書（写）	○	－	－	－	○	－	－	－	
		補助金等交付要綱	○	－	－	－	○	－	－	－	償還財源の補助等に係るもの
	贈与関係書類	建設資金贈与契約書(写)	○	－	－	－	○	－	－	－	
		身分証明書（写）	○	－	－	－	○	－	－	－	
		預貯金残高証明書（写）	○	－	－	－	○	－	－	－	
	法人の決算書		○	－	－	－	○	－	－	－	
	工事関係契約書（写）、見積書（写）、領収書（写）		○	－	－	－	○	－	－	－	
	不動産売買契約書(写)		○	－	－	－	○	－	－	－	
	不動産の登記事項証明書(写)		○	－	－	－	○	○	○	－	直近のもの

変更事項 / 提出書類		事業の追加		事業廃止	役員定数の変更	基本財産の変更			条文整理	備考
		設置経営	受託経営			増・改築	減少	削除		
	建築確認済書（写）	○	―	―	―	○	―	―	―	
8	位置図、配置図、平面図、立面図	○	○	―	―	○	―	―	―	
9	施設長就任承諾書（写）、履歴書（写）、施設長の資格を証する書類（写）	○	○	―	―	―	―	―	―	資格要件が必要な場合
10	廃止事業に係る財産の処分方法を記載した書類	―	―	○	―	―	―	○	―	様式例 27・91 頁
11	事業の廃止届（写）又は認可書（写）	―	―	○	―	―	―	○	―	
12	基本財産処分承認書（写）	―	―	―	―	○	○	○	―	増改築の場合は、取壊しを伴うものに限る。

様式　25（記載例）

定款に記載され、登記されている法人の住所を記載。

社会福祉法人定款変更認可申請書			
申請者	主たる事務所の所在地	三重県津市〇〇〇〇〇〇〇	
	名称（ふりがな）	社会福祉法人〇〇会（しゃかいふくしほうじんまるまるかい）	
	理事長の氏名	理事長　〇　〇　〇　〇	
申請年月日		令和　　年　　月　　日	

申請書提出年月日を記載。

	内容		理由
	変更前の条文	変更後の条文	
定款変更の内容及び理由	第1章　総則 （目的） 第1条　（略） （1）　（略） （2）第2種社会福祉事業 老人居宅介護等事業の経営	第1章　総則 （目的） 第1条　（略） （1）　（略） （2）第2種社会福祉事業 （イ）　老人居宅介護等事業の経営 （ロ）　保育所の経営	定款変更の内容により、適宜具体的に記載。 (ロ)の事業の追加
	第6章　資産及び会計 （資産の区分） 第21条　この法人の資産は、これを分けて基本財産及びその他財産の2種とする。 2　（略） 3　その他財産は、基本財産以外の財産とする。 4　（略）	第6章　資産及び会計 （資産の区分） 第21条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。 2　（略） 3　その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。 4　公益事業用財産は、第30条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。 5　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。	公益事業の追加による条文の改正及び追加 同　上
		第7章　公益を目的とする事業 （種別） 第30条　この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。 居宅介護支援事業 2　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。 ※以下、順次章及び条を繰り下げる。	

変更部分にアンダーライン。（変更前及び変更後の条文）

章及び条の追加又は削除により章及び条数のみ変更が生じる場合には、「以下順次省及び条数を繰り下げる（又は繰り上げる）」等の表現でも可

（注）1　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2　記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本産業規格A列4番）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成してください。

様式例　26-1

評議員会議事録（写）

社会福祉法人〇〇会評議員会議事録（例）

１　日　時　令和　　年　　月　　日　　午前　　時から午前　　時　　分
２　場　所　津市〇〇町〇〇番地　法人事務所会議室
３　出席者　評議員総数〇名中〇名
　　評議員　〇〇〇〇　　評議員　〇〇〇〇
　出席理事〇名
　　理事長　〇〇〇〇　　理　事　〇〇〇〇
　出席監事〇名
　　監　事　〇〇〇〇　　監　事　〇〇〇〇
　（会計監査人　〇〇〇〇）
４　議　長　　評議員　〇〇〇〇
５　決議事項
　第１号議案　令和〇〇年度の計算書類等の承認について
　第２号議案　理事の任期満了に伴う選任について
　第３号議案　定款変更認可申請について
　第４号議案　その他
６　議事の経過の要領及びその結果
　出席した評議員の互選により選出された〇〇〇〇が議長となり、本評議員会は、定款第〇〇条に定める定足数を充たしており、適法に成立した旨を告げた。
　（※　以下、定款により、評議員会で、議事録署名人を選出する場合）
　その後、議事録署名人に次の２名を選出して議事に入った。
　　評議員　〇〇〇〇　　評議員　〇〇〇〇
　　（審議内容のわかるように記載すること）
　（※特別の利害関係がある場合、「当該評議員の氏名」を記載すること）
　議　　長「（発言要旨）----------」
　〇〇評議員「----------」
　　〃　　〃　　（審議結果を明確に記載すること）
７　報告事項
（１）令和〇〇年度の事業報告の内容報告について
（２）〇〇〇〇〇
８　議事録作成者　　事務局長　　〇〇〇〇

令和　　年　　月　　日
議　　長　　評議員　〇〇〇〇　㊞
令和　　年　　月　　日
議事録署名人　　評議員　〇〇〇〇　㊞
令和　　年　　月　　日
議事録署名人　　評議員　〇〇〇〇　㊞

※　記載事項は、社会福祉法施行規則第２条の１５第３項各号の項目としてください。

様式例　26-2

理事会議事録（写）

社会福祉法人〇〇会理事会議事録（例）

１　日　時　令和　　年　　月　　日　　午前　　時から午前　　時　　分
２　場　所　津市〇〇町〇〇番地　法人事務所会議室
３　出席者　理事総数〇名中〇名
　　理事長　〇〇〇〇　　理　事　〇〇〇〇
　　理　事　〇〇〇〇　　理　事　〇〇〇〇
　　理　事　〇〇〇〇　　理　事　〇〇〇〇
　　監事総数〇名中〇名
　　監　事　〇〇〇〇　　監　事　〇〇〇〇
４　議　長　　理事長(理事)　〇〇〇〇
５　決議事項
　第１号議案　令和〇年度計算書類等の承認について
　第２号議案　第〇回定時評議員会の招集について
　第３号議案　その他
６　議事の経過の要領及びその結果
　定刻に至り、理事長が仮議長となり、定款第〇〇条に定める定足数を充たしていることを確認するとともに、直ちに議長の選任を求めたところ理事〇〇〇〇から仮議長を推したい旨発言があり、満場の賛同を得て理事長〇〇〇〇が議長となった。

（審議内容のわかるように記載すること）

（※特別の利害関係がある場合、「当該理事の氏名」を記載すること）

議　　長「(発言要旨)　----------」
〇〇理事「----------」
　〃　　〃　　（審議結果を明確に記載すること）

７　報告事項
（１）理事長の業務執行報告について
（２）〇〇〇〇

令和　　年　　月　　日
　議　　長　理事長　〇〇〇〇　㊞
令和　　年　　月　　日
　議事録署名人　　監　事　〇〇〇〇　㊞
令和　　年　　月　　日
　議事録署名人　　監　事　〇〇〇〇　㊞

※　記載事項は、社会福祉法施行規則第２条の１７第３項各号の項目としてください。

様式例　27

廃止事業に係る財産の処分方法について

１　廃止事業・事業所名
　　廃止事業　　○○事業
　　廃止事業所名　　○○○○
　　（所在地：津市　　）

２　廃止年月日

　　令和　　年　　月　　日

３　財産の処分方法

（１）建物、土地

（２）備品

（３）資金

（４）個人情報

（５）職員

（６）その他

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人○○○○福祉会

理事長　○○　○○

定款変更届提出書類一覧表

（〇印が必要な提出書類）

区　　分	基本財産の増加			事務所所在地の変更	公告方法の変更	備　　考
	土地	建物	現金			
定款変更届	〇	〇	〇	〇	〇	**様式 28（93 頁）**
評議員会及び理事会の議事録（写）	〇	〇	〇	〇	〇	注）議事録に附属する議題及び議案資料も併せて添付する。
変更後の定款	〇	〇	〇	〇	〇	
現行の定款	〇	〇	〇	〇	〇	
土地売買契約書及び領収書（写）	〇	―	―	―	―	※領収書（写）は、振込金受取書（写）でも可
工事請負契約書及び領収書（写）	―	〇	―	―	―	
不動産の登記事項証明書（写）	〇	〇	―	―	―	基本財産の増加に係る登記がなされたもの
住居表示実施に係る証明書（写）	―	―	―	〇	―	移転の場合は、法人登記事項証明書（写）
預貯金残高証明書（写）	―	―	〇	―	―	基本財産の増加に係るもの

様式　28

<table>
<tr><td colspan="4">社会福祉法人定款変更届</td></tr>
<tr><td rowspan="3">届出者</td><td>主たる事務所の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>名称（ふりがな）</td><td colspan="2">社会福祉法人〇〇会（しゃかいふくしほうじんまるまるかい）</td></tr>
<tr><td>理事長の氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">届出年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">定款変更の内容及び理由</td><td colspan="2">内容</td><td rowspan="2">理由</td></tr>
<tr><td>変更前の条文</td><td>変更後の条文</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

（注）１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とします。

２　記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本産業規格Ａ列４番）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成してください。

Ⅷ　基本財産の処分及び担保提供承認の手続

１　概要

社会福祉法人にとっての資産は、法人の成立要件となっており（法第２５条）、資産のうち、当該社会福祉法人が目的とする社会福祉事業と密接な関係にある財産を当該社会福祉法人の存立の基盤となる基本財産とし、その他の財産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）と会計上区分して扱うこととし、厳重な管理と本来の目的以外の理由でこれを消費することの防止を図っています。

しかしながら、社会福祉法人の目的遂行上必要やむを得ない場合に限り、事前に所轄庁（津市長）の承認を得てこれを処分することができます。

このような基本財産の処分制限は、財産の経済的価値を減少させることとなるすべての行為に対するものであり、売却だけでなく、抵当権その他の担保権をこれに設定することも含まれます。ただし、定款において、独立行政法人福祉医療機構及び同機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して担保提供する場合に所轄庁（津市長）の承認は必要としない旨を規定したとき、又は、社会福祉施設の改築に当たり老朽民間社会福祉整備費の国庫補助を受けるときに限り、承認を得る必要はありません。

また、会計上、基本財産をその他財産に移し替えるような場合も、基本財産の処分にあたるため、所轄庁（津市長）の承認が必要となります。

２　基本財産の処分承認申請及び担保提供承認申請の手続

基本財産の処分承認申請及び担保提供承認申請の手続については、次の⑴から⑷までに示すとおりです。

⑴　理事会等の承認

基本財産の処分（担保提供を含む。）については、理事会の議決を経る等、定款に定められた意思決定の手続きが必要です。

⑵　基本財産の処分承認申請及び担保提供承認申請の提出書類等

基本財産の処分承認申請及び担保提供承認申請に関する提出書類等は、次のとおりです。

区　　分	基本財産処分承認申請	基本財産担保提供承認申請
提出書類	基本財産処分承認申請書	基本財産担保提供承認申請書
添付書類	基本財産処分承認申請提出書類一覧表	基本財産担保提供承認申請提出書類一覧表
提出部数	正本１部	正本１部
提 出 先	津市健康福祉部福祉監査室（津市役所本庁舎１階） 〒514-8611　津市西丸之内２３番１号 電話０５９－２２９－３３５１ ファックス０５９－２２９－３３３４	

⑶　基本財産の処分

前号の申請により所轄庁（津市長）の承認を得た後、当該基本財産を売却し、又は担保権を設定するなど、承認内容に従い基本財産を処分します。

⑷　定款の変更

基本財産の処分に伴い、定款の変更が必要な場合は、処分後速やかに定款変更のための所要の手続をとることが必要です。

基本財産処分承認申請提出書類一覧表

（○印があるものが提出を要する書類）

区　　分	不動産の売却等	建物の取壊し	現金（基金）の取崩し	備　　考
基本財産処分承認申請書	○	○	○	**（様式 29・96 頁）**
評議員会及び理事会議事録（写）	○	○	○	注）議事録に附属する議題及び議案資料も併せて添付すること
現行の定款	○	○	○	
不動産の登記事項証明書（写）	○	○	－	処分物件に係る直近のもの
預貯金残高証明書（写）	－	－	○	基本財産（当該基金）に係るもの
不動産の価格評価書（写）	○	－	－	市、銀行発行の評価書（写）又は不動産鑑定書（写）等
売買価格等を証する書類（写）	○	－	－	売買（交換）仮契約書（写）又は買取確約書（写）等
売却金等の使途計画書	○	－	○	具体的な使途計画を記載したもの
施設建設（改築）計画書	○	○	○	施設建設等を伴う場合に添付
図　　面	○	○	－	位置図・平面図・配置図土地の場合は公図（処分物件を色分けて区分したもの）

様式　29（記載例）

<table>
<tr><td colspan="3">基　本　財　産　処　分　承　認　申　請　書</td></tr>
<tr><td rowspan="3">申請者</td><td>主たる事務所の所在地</td><td>三重県津市〇〇〇〇〇〇〇〇</td></tr>
<tr><td>名（ふりがな）　称（かな）</td><td>社会福祉法人〇〇会（しゃかいふくしほうじんまるまるかい）</td></tr>
<tr><td>理　事　長　の　氏　名</td><td>理事長　〇　〇　〇　〇</td></tr>
<tr><td colspan="2">申　請　年　月　日</td><td>令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">基本財産の処分の内容</td><td>処分の方法：売却
処分の相手方：三重県
処分の対価：　　円</td></tr>
<tr><td>処分理由</td><td colspan="2">当法人が経営する特別養護老人ホーム〇〇園の敷地に接する県道の拡幅工事に伴い、道路用敷地として三重県から譲渡の申し入れがあったため、これを売却するものである。</td></tr>
<tr><td>処分物件</td><td colspan="2">三重県津市〇〇町字〇〇
〇〇〇番
宅地　　㎡</td></tr>
</table>

（注）１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とします。
２　基本財産の処分の内容欄には、処分の方法（売却、賃貸等）、処分の相手方（買主、借主等）、処分の対価（売買価格、賃貸料等）等を記載してください。
３　処分物件の欄には、処分する基本財産を具体的に記載し、例えば、土地については、１筆ごとに所在地、地目及び地積並びに申請時における具体的な用途を記載し、建物については、１棟ごとに所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を記載してください。

基本財産担保提供承認申請提出書類一覧表

（〇印があるものが提出を要する書類）

区　　分		施設建設等及び不動産購入資金の借入	運営（運転）資金の借入	担保物件の変更	担保物件の変更（軽易なもの）	備　　考
基本財産担保提供承認申請書		〇	〇	〇	〇	（様式 30・98 頁）
評議員会及び理事会議事録（写）		〇	〇	〇	〇	注）議事録に附属する議題及び議案資料も併せて添付すること
不動産の登記事項証明書（写）		〇	〇	〇	〇	担保提供物件に係る直近のもの
現行の定款		〇	〇	〇	〇	
資金計画関係書類	資金計画書	〇	〇	〇	〇	担保物件の変更の場合は工事等に係る決算書で可
	補助金等（内定）決定通知書（写）	〇	－	〇	－	国、県、市、その他補助機関（自転車振興会等）の補助金、共同募金会その他助成団体の助成金
	自己資金贈与契約書(写)	〇	－	〇	－	自己資金に寄附金を予定している場合のみ
	身分証明書（写） 預貯金残高証明書（写）	〇	－	〇	－	寄附金額以上の残高証明書 （2 通以上の場合は、同一日付のもの）
	法人決算書	〇	〇	〇	－	工事等年度の前年度の収支計算書、貸借対照表
	借入金融資決定通知書（写）等	〇	〇	〇	－	福祉医療機構、民間金融機関の融資証明、担保変更の場合は契約書(写)等
償還計画書		〇	〇	〇	〇	年次別償還額及び充当財源を明記（他に借入金がある場合、法人全体のもの）
償還財源関係書類	償還資金贈与契約書（写）	〇	〇	〇	－	償還金に寄附金を財源とする場合のみ
	身分証明書（写）、所得証明書（写）	〇	〇	〇	－	寄附者の総所得金額がわかるもの（保証人も同じ。）
	各種補助要綱等	〇	〇	〇	－	償還財源の補助等に係るもの
工事関係見積書（写）、契約書（写）、領収書（写）		〇	－	〇	－	設計委託費、初度調弁費がある場合は、それを含む
売買関係見積書（写）契約書（写）、領収書（写）		〇	－	〇	－	
図　　面		〇	〇	〇	〇	位置図・平面図・立面図・配置図（担保物件を色分けて区分したもの）
事業計画書		〇	－	－	－	借入金で行う事業の計画

様式　30（記載例）

<table>
<tr><td colspan="4">基　本　財　産　担　保　提　供　承　認　申　請　書</td></tr>
<tr><td rowspan="3">申請者</td><td>主たる事務所の所在地</td><td colspan="2">三重県津市〇〇町〇〇番地</td></tr>
<tr><td>名（ふり）　称（かな）</td><td colspan="2">社会福祉法人〇〇会（しゃかいふくしほうじんまるまるかい）</td></tr>
<tr><td>理事長の氏名</td><td colspan="2">理事長　〇　〇　〇　〇</td></tr>
<tr><td colspan="2">申請年月日</td><td colspan="2">令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">資金借入れの理由</td><td colspan="2">当法人の経営する〇〇保育園の遊戯室を増築するため。</td></tr>
<tr><td colspan="2">借入金で行う事業の概要</td><td colspan="2">増築物の構造等　　鉄筋コンクリート造　平家建
床面積　　３０㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">資金計画</td><td colspan="2">法人自己資金　　〇〇〇〇円
借　入　金　　〇〇〇〇円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="7">担保提供に係る借入金</td><td>借入先</td><td>㈱　〇〇銀行</td></tr>
<tr><td>借入金額</td><td>〇〇〇〇円</td></tr>
<tr><td>借入期間</td><td>１０年</td></tr>
<tr><td>借入利息</td><td>年〇．〇%</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>１０年年賦払</td></tr>
<tr><td>償還計画</td><td>〇年　〇〇円　　〇年　〇〇円
〇年　〇〇円　　〇年　〇〇円
〇年　〇〇円　　〇年　〇〇円</td></tr>
<tr><td>償還財源</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">担保物件</td><td colspan="2">三重県津市〇〇町〇〇番所在
保育所〇〇保育園敷地
宅地　　面積　　〇〇〇㎡</td></tr>
</table>

（注）１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とします。

２　記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本産業規格Ａ列４番）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成してください。

３　償還計画の欄には、償還についての年次計画を記載してください。

４　担保物件の欄には、担保に供する基本財産を具体的に記載してください。例えば、土地については、１筆ごとに所在地、地目及び地積並びに申請時における具体的な用途を、建物については、１棟ごとに所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を記載してください。

なお、既に担保に供している物件を更に担保に供するときは、その旨を附記してください。

Ⅸ　合併及び解散の認可申請の手続

１　概要

社会福祉法人の合併は、法及び合併契約の定めるところにより、２つ以上の社会福祉法人が１つの社会福祉法人に結合することであり、いわゆる新設合併（合併の当事者となる社会福祉法人を解散して、新たに設立する社会福祉法人にそのすべてを承継させる方式）と、吸収合併（合併の当事者となる社会福祉法人のうち１つの社会福祉法人を存続法人として残し、その余の社会福祉法人の権利義務を存続法人に承継させて消滅させる方式）があります。このことから、消滅した社会福祉法人の事業、財産は当然に新しい社会福祉法人又は合併後存続する社会福祉法人に包括的に承継されることになります。

また、社会福祉法人の解散は、社会福祉法人が、その積極的活動を停止し、その財産関係を清算する範囲内で、清算が終了するまでの間、清算法人として存続することになります。

２　合併の手続

⑴　合併契約書の作成

合併の当事者である各社会福祉法人の間で、合併契約の内容について、法令で定められた事項（法人の名称及び住所、合併がその効力を生じる日、職員の処遇等）を定めます（法第４９条、第５４条の５、施行規則第５条の１１、第６条の８）。

⑵　合併契約に関する書面の備え置き

合併契約承認にかかる評議員会の日の２週間前の日から、以下の日までの間、法令で定められた事項を記載した書面を、その主たる事務所に備え置き、閲覧等の用に供する必要があります。（法第５１条、第５４条、第５４条の７、第５４条の１１第２項）

吸収合併消滅社会福祉法人:吸収合併の登記の日まで

吸収合併存続社会福祉法人:吸収合併の登記の日後６月を経過する日まで

新設合併消滅社会福祉法人:新設合併設立社会福祉法人の成立の日まで

ただし、新設合併設立社会福祉法人については、その成立の日から６月間、法令で定められた事項を記載した書面を、その主たる事務所に備え置き、閲覧等の用に供する必要があります。（法第５４条の１１）

⑶　評議員会における合併契約の承認

吸収合併消滅社会福祉法人、吸収合併存続社会福祉法人及び新設合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議（議決に加わることができる評議員の３分の２以上の多数による議決）により合併契約の承認を受けなければなりません。（法第５２条、第５４条の２、第５４条の８、第４５条の９第７項第５号）

⑷　所轄庁の認可

合併は、所轄庁の認可を受けなければその効力を生じません。（法第５０条第３項、第５４条の６第２項）

⑸　認可後の手続き

合併の認可があった時は、法令で定める事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別に、２月を下らない一定の期間内に異議を述べることができる旨を催告しなければなりません。（法第５３条第１項、第５４条の３第１項、第５４条の９第１項）

債権者が、上記期間内に合併に対して異議を述べなかった時は、合併を承認したものとみなされ（法第５３条第２項、第５４条の３第２項、第５４条の９第２項）、

異議を述べた時は、社会福祉法人は当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社及び信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければなりません（法第５３条第３項、第５４条の３第３項、第５４条の９第３項）。社会福祉法人の評議員、理事、監事、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、精算人等がこれらの手続に違反したときは、２０万円以下の過料に処せられます。（法第１６５条）

⑹　合併の登記

社会福祉法人が合併したときは、主たる事務所の所在地において２週間以内に次の登記をしなければなりません。（法第２９条第１項）

①　合併によって設立された法人の設立の登記（新設合併の場合）

②　合併後存続する法人の変更の登記（吸収合併の場合）

③　合併によって消滅する法人の解散の登記

なお、合併は登記することによって、その効力を生じます（法第５０条第１項）。

3　合併の効果

合併後存続する社会福祉法人又は合併によって設立された社会福祉法人は、合併により消滅した社会福祉法人の一切の権利義務を承継することになります（法第５０条第２項、第５４条の６）。

4　合併認可申請手続

合併認可申請に関する提出書類等は、次のとおりです（施行規則第６条）。

区　　分	合併認可申請に関する提出書類等
提出書類	合併認可申請書（様式 31・104 頁、106 頁）
添付書類	⑴ 合併理由書（合併認可申請書の合併理由記載欄の記載事項をより詳細に説明する場合に限る。） ⑵ 法第５２条及び法第５４条の２第１項又は法第５４条の８に規定する評議員会の決議（議決に加わることができる評議員の３分の２以上に当たる多数の議決）による合併契約の承認等又は定款に定める手続きを経たことを証明する書類 ⑶ 吸収合併存続社会福祉法人又は新設合併設立社会福祉法人の定款 ⑷ 吸収合併消滅社会福祉法人又は新設合併消滅社会福祉法人に係る次の書類 ア　財産目録及び貸借対照表 イ　負債があるときは、その負債を証明する書類 ⑸ 吸収合併存続社会福祉法人又は新設合併設立社会福祉法人に係る次の書類 ア　財産目録 イ　合併の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書 ウ　評議員となるべき者及び役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書（吸収合併存続社会福祉法人については、引き続き評議員となるべき者又は引き続き役員となるべき者の就任承諾書を除く。） エ　評議員となるべき者のうちに、他の各評議員となるべき者について社会福祉法施行規則（以下、「規則」という。）第２条の７第６号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が３分の１を超えない場合に限る。）、同条第７号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えな

	い場合に限る。）又は同条第８号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が３分の１を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各評議員の氏名及び当該他の各評議員との関係を説明する事項を記載した書類 オ　評議員となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について、規則第２条の８第６号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が３分の１を超えない場合に限る。）又は同条第７号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項を記載した書類 カ　理事となるべき者のうちに、他の各理事となるべき者について、規則第２条の１０各号に規定する者（第６号又は第７号に規定する者については、これらの号に規定する割合が３分の１を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各理事の氏名及び当該他の各理事との関係を説明する事項を記載した書類 キ　監事となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について、規則第２条の１１第６号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が３分の１を超えない場合に限る。）、同条第７号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が３分の１を超えない場合に限る。）、同条第８号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。）又は同条第９号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が３分の１を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項を記載した書類
提出部数	正本２部
提 出 先	津市健康福祉部福祉監査室（津市役所本庁舎１階１２番窓口） 〒514-8611　津市西丸之内２３番１号 電話０５９－２２９－３３５１ ファックス０５９－２２９－３３３４

５　解散の原因

社会福祉法人は、次のいずれかの原因により解散します（法第４６条第１項）。

⑴　評議員会の決議

⑵　定款に定めた解散事由の発生

法に列記する解散事由の外に、当該社会福祉法人の定款に特殊な解散事由を明記した場合です。この事由は、例えば社会福祉法人の存続期間を定める等客観的に定まるものであることを要し、この事由による解散は、所轄庁（津市長）の認可又は認定を必要としません。

⑶　目的たる事業の成功の不能

成功の不能の意味は、社会観念に従って決めるべきであるとされています。「不能」には、「法令上の不能」と「事実上の不能」との双方を含みます。

⑷　合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。）

⑸　破産手続開始の決定

社会福祉法人がその債務につき、その財産をもって完済することができないようになった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をします。このような場合、理事は直ちに裁判所に破産手続開始の申立てをしなければなりません。（法第４６条の２）

また、破産又は合併以外の解散事由によって社会福祉法人が解散し、清算手続を進めている間に、破産事由が発生した場合は、清算人は直ちに裁判所に破産手続開始の申立てをするとともに、その旨を公告しなければなりません（法第４６条の１２）。

なお、社会福祉法人の理事又は清算人がこれらの手続きを怠ったときは、２０万円以下の過料に処せられます。（法第１６６条）

⑹　所轄庁の解散命令

所轄庁（津市長）は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに１年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができます。（法第５６条第８項）

6　解散の認可又は認定の申請手続

評議員会の決議（５の⑴）により解散する場合には、所轄庁（津市長）の認可が、目的たる事業の成功の不能（５の⑶）により解散する場合には、所轄庁（津市長）の認定がなければ、それぞれ効力を生じません（法第４６条第２項）。

また、合併による解散（５の⑷）の場合には、合併について所轄庁（津市長）の認可を受けるため、解散についての認可は必要ありません。

社会福祉法人の解散の認可又は認定の申請に関する提出書類等は、次のとおりです（施行規則第５条）。

区　　分	解散の認可又は認定申請に関する提出書類等
提出書類	解散認可・認定申請書　（様式 32・108 頁）
添付書類	⑴　解散理由書（解散認可・認定申請書の解散理由記載欄の記載事項をより詳細に説明する場合に限る。） ⑵　法第４６条第１項第１号の手続（評議員会の決議）又は定款に定める手続を経たことを証明する書類 ⑶　財産目録及び貸借対照表 ⑷　負債があるときは、その負債を証明する書類
提出部数	正本２部
提 出 先	津市健康福祉部福祉監査室（津市役所本庁舎１階１２番窓口） 〒514-8611　津市西丸之内２３番１号 電話０５９－２２９－３３５１ ファックス０５９－２２９－３３３４

7　解散の届出

社会福祉法人の解散事由が、定款に定めた解散事由の発生（５の⑵）、破産手続開始の決定（５の⑸）による解散の場合には、清算人は、遅滞なくその旨を所轄庁（津市長）に届け出なければなりません（法第４６条第３項）。

8　解散の登記

前述の解散に係る手続により社会福祉法人が解散したときは、合併と破産による場合を除き、主たる事務所の所在地において２週間以内に解散の登記をしなければならず（法第２９条第１項、登記令第７条）、登記後でなければ、第三者に対抗することができません。（法第２９条第２項）

なお、破産手続開始の決定の場合は裁判所が、所轄庁（津市長）の解散命令による解散の場合には所轄庁（津市長）が、それぞれ当該登記を嘱託します（破産法第２５７条第１項本文、登記令第１４条第４項）。

9　清算人の職務等

清算人の職務等は、次のとおりです。

⑴　現務の結了（法第４６条の９第１号）

⑵　債権の取立て及び債務の弁済（法第４６条の９第２号）

⑶　残余財産の引渡し（法第４６条の９第３号、法第４７条）

⑷　清算結了の登記（法第２９条第１項、登記令第１０条）

⑸　清算結了の届出（法第４７条の５）

様式　31

申　　請　　書

（表　　面）

<table>
<tr><td colspan="4">社会福祉法人合併認可申請書（吸収合併用）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">申請者</td><td colspan="2">主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">名称（ふりがな）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">理事長の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">名称（ふりがな）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">理事長の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">申請年月日</td><td>令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">合併する理由</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">合併により消滅する法人の名称（ふりがな）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">合併後存続する法人</td><td colspan="2">主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">法人の名称（ふりがな）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業の種類</td><td rowspan="2">社会福祉事業</td><td>第１種</td><td></td></tr>
<tr><td>第２種</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公益事業</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">収益事業</td><td></td></tr>
</table>

（裏　面）

合併後存続する法人	資産	純資産 ⑤－⑥	内訳					
			社会福祉事業用財産		③公益事業用財産	④収益事業用財産	⑤ 財 産 計 ①+②+③+④	⑥ 負 債
			①基本財産	②その他財産				
		円	円	円	円	円	円	円

合併後存続する法人	役員等		理事・監事の別	氏　名	親族等特殊関係者の有無	役員の資格等（該当に○）					他の社会福祉法人の理事長への就任状況	
						事業経営識見	地域福祉関係	管理者	事業識見	財務管理識見	有無	法人名
		引き続き役員等となる者										
		新たに役員等となる者										

※　理事のうち、理事長については、○を付けてください。

（注意）

1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とします。

2　記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成してください。

3　この申請書には、社会福祉法施行規則第６条第１項第１号から第４号までに掲げる書類を添付してください。

申　請　書

（表　面）

<table>
<tr><td colspan="4">社会福祉法人合併認可申請書（新設合併用）</td></tr>
<tr><td rowspan="10">申
請
者</td><td colspan="2">主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">名称（ふりがな）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">理事長の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">設立事務共同執行者</td><td>住所</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">名称（ふりがな）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">理事長の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">設立事務共同執行者</td><td>住所</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">申請年月日</td><td>令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">合併する理由</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">合併により設立する法人</td><td colspan="2">主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">法人の名称（ふりがな）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業の種類</td><td rowspan="2">社会福祉事業</td><td>第１種</td><td></td></tr>
<tr><td>第２種</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公益事業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">収益事業</td><td></td></tr>
</table>

（裏　面）

<table>
<tr><td rowspan="3">合併により設立する法人</td><td>資産</td><td>純資産
⑤－⑥</td><td colspan="7">内訳</td></tr>
<tr><td rowspan="2">社会福祉事業用財産
①基本財産</td><td rowspan="2">②その他財産</td><td rowspan="2">③公益事業用財産</td><td rowspan="2">④収益事業用財産</td><td rowspan="2">⑤財産計
①+②+③+④</td><td rowspan="2">⑥負債</td></tr>
<tr><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td></td><td>役員等となるべき者</td><td>理事
事議
監の
評別※</td><td>氏名</td><td>親族等の特殊関係者の有無</td><td colspan="5">役員の資格等（該当に○）
事業経営識見 / 地域福祉関係 / 管理者 / 事業識見 / 財務管理識見</td><td colspan="2">他の社会福祉法人の理事長への就任状況
有 / 無 / 法人名</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

※　理事のうち、理事長については、○を付けてください。

（注意）

1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とします。

2　記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成してください。

3　この申請書には、社会福祉法施行規則第６条第１項第１号から第４号までに掲げる書類を添付してください。

様式　32

申　請　書

<table>
<tr><td colspan="8">解　散
認　可
認　定　申　請　書</td></tr>
<tr><td rowspan="3">申
請
者</td><td colspan="2">主たる事務所の所在地</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">名（ふりがな）　称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">理　事　長　の　氏　名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="3">申　請　年　月　日</td><td colspan="5">令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">解　散　す　る　理　由</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">資産</td><td rowspan="3">純資産
⑤－⑥</td><td colspan="6">内　訳</td></tr>
<tr><td colspan="2">社会福祉事業用財産</td><td>③公益事
業用財産</td><td>④収益事
業用財産</td><td>⑤ 財 産 計
①+②+③+④</td><td>⑥負　債</td></tr>
<tr><td>①基　本
財　産</td><td>②その他
財　産</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="3">残 余 財 産 処 分 方 法</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

（注）１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とします。
　　２　この申請書には、社会福祉法施行規則第５条第１項第１号から第３号に掲げる書類を添付してください。

Ｘ　その他

１　法第５９条の規定に基づく所轄庁への届出

社会福祉法人は、毎会計年度終了後３か月以内に、次に掲げる書類について、所轄庁（津市長）に届け出なければなりません。（法第５９条、施行規則第９条）

⑴　届出書類

ア　社会福祉法人現況報告書（**様式 33・116 頁～119 頁**）
イ　社会福祉充実残額の算定の根拠（社会福祉充実残額算定シート）
ウ　社会福祉充実計画
エ　計算書類（貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書）
オ　計算書類の注記
カ　計算書類の附属明細書
キ　事業報告及び事業報告の附属明細書
ク　監事監査報告書
ケ　財産目録
コ　役員等名簿（役員等の氏名及び住所を記載した名簿）
サ　報酬等の支給の基準を記載した書類（役員等報酬等支給基準）
シ　事業計画書（定款で、作成することを定めている場合）

⑵　届出方法

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムへの入力により届け出てください。

⑶　提出先

津市健康福祉部福祉監査室
電話０５９－２２９－３３５１

２　社会福祉充実計画

社会福祉法人は、社会福祉充実残額の算定を行い、同残額が生じた場合には、社会福祉充実計画を作成し、所轄庁（津市長）の承認（**様式例 36・129 頁**）を受ける必要があります。（法第５５条の２）

また、承認を受けた社会福祉法人は、同計画に従って事業を実施し、法人のホームページ等において、毎年度、当該事業の実績を公表することに努めなければなりません。

⑴　提出書類

ア　社会福祉充実計画承認申請書（**様式 36・129 頁**）
イ　社会福祉充実計画（**様式 34・122～125 頁**）
ウ　添付書類
　(ｱ)　社会福祉充実計画の策定に係る評議員会の議事録（写）
　(ｲ)　公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書（写）（**様式例 35・126 頁**）
　(ｳ)　社会福祉充実残額の算定根拠（社会福祉充実残額算定シートを添付）
　(ｴ)　その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

※　イ及びウ(ｳ)については、財務諸表等電子開示システムにより提出された場合、当該申請時における提出を省略することができます。

⑵　提出先

津市健康福祉部福祉監査室
〒５１４－８６１１　津市西丸之内２３番１号
電話０５９－２２９－３３５１
ファックス０５９－２２９－３３３４

⑶　提出部数　２部

社会福祉充実計画の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、変更承認申請書（**様式例 37・130 頁**）を提出し、やむを得ない事由により同計画に従って事業を行うことが困難となるときは、終了承認申請書（**様式例 39・132 頁**）を提出することにより、あらかじめ所轄庁（津市長）の承認を受けなければなりません。

また、社会福祉充実計画について、軽微な変更を行う場合には、所轄庁（津市長）に対し、変更届出書（**様式例 38・131 頁**）を提出する必要があります。

３　監事監査報告

監事は、毎年定期的に理事の職務執行並びに計算関係書類及び事業報告等を監査し、理事長宛（**様式例 40・133 頁**）に監査報告書を作成しなければなりません。（社会福祉法第 45 条の 18、第 45 条の 28 及び関係法令等）

（監事の監査報告の作成）

⑴　監事は、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければなりません（施行規則第２条の２７）。

ア　監事の監査の方法及びその内容

イ　計算関係書類が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

ウ　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

エ　追記情報（ 会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象などの事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項）

オ　監査報告を作成した日

⑵　監事は、事業報告等（ 事業報告及びその附属明細書）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければなりません（施行規則第２条の３６）。

ア　監事の監査の方法及びその内容

イ　事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見

ウ　当該法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実

エ　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

オ　内部管理体制の整備に関する決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要（ 監査の範囲に属さないものを除く） がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由

カ　監査報告を作成した日

社会福祉法第59条の規定に基づく所轄庁への届出書類等一覧

届出又は申請事項					届出方法
計算書類等（法第59条第1号）	計算書類（法第45条の32）	貸借対照表（法第45条の27第2項）	法人単位貸借対照表		「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」への入力
			貸借対照表内訳表		
			事業区分貸借対照表内訳表		
			拠点区分貸借対照表		
		収支計算書（法第45条の27第2項）	資金収支計算書	法人単位資金収支計算書	
				資金収支内訳表	
				事業区分資金収支内訳表	
				拠点区分資金収支計算書	
			事業活動計算書	法人単位事業活動計算書	
				事業活動内訳表	
				事業区分事業活動内訳表	
				拠点区分事業活動計算書	
	計算書類の注記（社会福祉法人会計基準第29条）				
	計算書類の附属明細書（法第45条の32）		借入金明細書		
			寄附金収益明細書		
			補助金事業等収益明細書		
			事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書		
			事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書		
			基本金明細書		
			国庫補助金等特別積立金明細書		
			基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書		
			引当金明細書		
			拠点区分資金収支明細書		
			拠点区分事業活動明細書		
			積立金・積立資産明細書		
			サービス区分間繰入金明細書		
			サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書		
			就労支援事業別事業活動明細書		
			就労支援事業製造原価明細書		
			就労支援事業販管費明細書		
			就労支援事業明細書		
			授産事業費用明細書		
	事業報告（法人の状況に関する重要な事項等）（法第45条の32）				
	事業報告の附属明細書（事業報告の内容を補足する重要な事項）（法第45条の32）				
	監査報告（法第45条の32）				
	会計監査報告（法第45条の32）				
財産目録等（法第59条第2号）	財産目録（法45条の34第1項第1号）				
	役員等名簿（役員等の氏名及び住所を記載した名簿）（法45条の34第1項第2号）				
	報酬等の支給の基準を記載した書類（役員等報酬等支給基準）（法45条の34第1項第3号、法45条の35第2項）				
	事業の概要その他省令で定める事項を記載した書類（法第45条の34第1項第4号）	現況報告書（規則第2条の41第1号～第13号及び第16号）			
		算定シート（規則第2条の41第14号）			
		事業計画（規則第2条の41第15号） ※			

※定款で作成することになっている場合

４　不動産使用証明願（登録免許税の非課税措置用）

社会福祉法人は、その社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は土地の権利の取得登記をする場合において、それらの不動産が当該事業の用に供するものであること、また、自己の設置運営する学校、保育所、認定こども園の用に供する建物の所有権又は土地の権利の取得登記をする場合において、それらの不動産が自己の設置運営する学校、保育所、認定こども園の用に供するものであることの都道府県知事（三重県知事）の証明書を添付することにより、登録免許税の非課税措置を受けることができます（登録免許税法第４条第２項、同法施行規則第３条）。

なお、家庭的保育事業、小規模保育事業もしくは事業所内保育事業に係る不動産使用証明書の交付申請については、市こども政策課が証明事務を行いますので、同課までお問い合わせください。

⑴　証明を受けるために必要な書類

ア　不動産使用証明願（**様式 41・134 頁**）３部（経由機関（市）用・証明機関（県）用・証明書用）

イ　添付書類　各２部（該当するものに限る。）

(ｱ)　不動産の登記事項証明書（写）

(ｲ)　基本財産編入及び定款変更誓約書（既に基本財産となっている場合及び賃借権設定の場合は除く。）（**様式例 42・135 頁**）

(ｳ)　担保提供説明書（当該不動産が担保に供されている場合に、抵当権等の抹消等について説明するもの）

(ｴ) (a)　贈与される場合

当該不動産の贈与契約書（写）

(b)　購入の場合

当該不動産の購入に係る収支計算書

当該不動産の売買契約書(写)、売買代金受領書(写）及び建物引渡書（写）

※　売買代金受領書については、支払い済みのもの（振込金受取書でも可）

(c)　建設の場合

当該不動産の建設に係る収支計算書

当該不動産の請負契約書（写）、請負代金受領書(写)及び建物引渡書（写）

※　請負代金受領書については、支払い済みのもの（振込金受取書でも可）

(d)　賃借権等を設定する場合

当該土地の賃貸借契約書（写）又は地上権設定契約書（写）

(ｵ)　図面等（位置図、配置図、平面図、土地の場合は、地図又は地図に準ずる図面（写））

(ｶ)　社会福祉事業の用に供することが分かる書類（写）（理事会議事録等）

(ｷ)　その他所轄庁が必要と認めた書類

⑵　不動産使用証明書の交付申請手続

市が所管する社会福祉法人の不動産使用証明書の交付申請手続については、不動産使用証明願及び添付書類を福祉監査室に提出してください。福祉監査室は、これに意見を添えて三重県こども・福祉部福祉監査課に送付します。

不動産使用証明書については、県福祉監査課から当該社会福祉法人に直接交付されます。

ア　経由機関（提出先）

津市健康福祉部福祉監査室（津市役所本庁舎１階１２番窓口）

〒514-8611　津市西丸之内２３番１号

電話０５９－２２９－３３５１

ファックス０５９－２２９－３３３４

イ　証明機関

三重県こども・福祉部福祉監査課

〒514－0004　津市栄町８９１番地

電話０５９－２２４－２２５８

ファックス０５９－２２８－２０８５

※　知事及び厚生労働大臣が所轄庁となる社会福祉法人は、上記により三重県へ直接提出してください。

５　税額控除に係る証明書の交付申請手続

個人が租税特別措置法上の一定の要件を満たした社会福祉法人(以下「税額控除対象法人」という。)に寄附金を支出した場合は、当該寄附金について、所得控除制度と税額控除制度の選択が可能であり、市が所管する社会福祉法人が税額控除対象法人になるためには、その要件を満たすものであることを証する所轄庁（津市長）の証明書（税額控除に係る証明書）の交付を受ける必要があります。

税額控除対象法人の要件【次の(1)～(3)】

(1)　実績判定期間（注１）内において、以下の２つの要件のうち、いずれかを満たしていること。

【要件１】　3,000 円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に100 人以上いること。

ただし、次のア又はイのいずれかの場合には、それぞれ当該事業年度の判定基準寄　附者（注２）数を(ア)のとおり計算し、かつ(イ)の要件をみたすこと。

ア　実績判定期間内に、設置する特定学校等（注３）の定員等の総数が5,000 人未満の会計年度がある場合（特定学校等の定員等の総数が０である場合の会計年度は除く。）、

(ｱ)　判定基準寄附者数＝　$\dfrac{\text{実際の寄附者数}\times 5000}{\text{定員等の総数（当該定員等の総数が500 未満の場合は500）}}$

(ｲ)　寄附金額が年平均30万円以上

イ　実績判定期間内に社会福祉事業に係る費用（注４）の額の合計額が１億円未満の会計年度がある場合

(ｱ)　判定基準寄附者数＝　$\dfrac{\text{実際の寄附者数}\times １億}{\text{社会福祉事業に係る費用の額の合計額（1,000 万円未満の場合は1,000 万円）}}$

(ｲ)　寄附金額が年平均 30 万円以上

【要件２】　経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が５分の１以上であること。

⑵　次の書類を各事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合にはこれを閲覧させること。
ア　定款、役員名簿、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書
イ　役員報酬規程、従業員給与支給規程
ウ　次の事項を記載した書類
(ｱ)　寄附者（役員若しくは役員と親族関係を有する者又は役員と特殊の関係にある者で、当該社会福祉法人の一事業年度中の寄附金の合計額が２０万円以上であるものに限る。）の氏名、その寄附金の額及び受領年月日
(ｲ)　支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
エ　寄附金を充当する予定の具体的な事業を記載した書類
⑶　寄附者名簿を作成し、その主たる事務所で５年間保存すること。

（注１）　実績判定期間とは、申請日の直前に終了した会計年度終了日以前の５年内に終了した各会計年度のうち最も古い会計年度開始の日から当該直前に終了した会計年度終了日までを言います。
　設立後間もなく、活動実績が５年に満たない法人は、法人設立の日から直前に終了した会計年度終了日までが実績判定期間となります。

（注２）　判定基準寄附者とは、租税特別措置法施行令（以下「租特令」という。）第 26 条の 28 の２第６項第５号に規定する判定基準寄附者をいい、基本的に 3,000 円以上の寄附金を支出した者をいう。

（注３）　特定学校等とは租特令第 26 条の 28 の２第３項第４号に規定する特定学校等をいい、具体的には次のとおり。
⑴　所得税法施行令第 217 条第４号に規定する学校（学校教育法第１条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園法をいう。）、専修学校及び各種学校
⑵　児童福祉法第６条の２の２第１項に規定する障害児通所支援事業（同条第２項に規定する児童発達支援、同条第３項に規定する放課後等デイサービス、同条第４項に規定する居宅訪問型児童発達支援又は同条第５項に規定する保育所等訪問支援に限ります。）第６条の３第１項に規定する児童自立生活援助事業、同条第２項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第８項に規定する小規模住居型児童養育事業又は同条第 10 項に規定する小規模保育事業が行われる施設
⑶　児童福祉法第 37 条に規定する乳児院、同法第 38 条に規定する母子生活支援施設、同法第 39 条第１項に規定する保育所、同法第 41 条に規定する児童養護施設、同法第 42 条第１号に規定する福祉型障害児入所施設、同条第２号に規定する医療型障害児入所施設、同法第 43 条の２に規定する児童心理治療施設及び同法第 44 条に規定する児童自立支援施設

（注４）　社会福祉事業に係る費用とは、社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）第 23 条第２項に規定する事業活動内訳表のうち、社会福祉事業区分における、サービス活動増減の部の費用に計上する額及びサービス活動外増減の部の費用に計上する額の合計額をいう。

⑷　証明書の交付申請手続

市が所管する社会福祉法人が税額控除に係る証明書の交付を受けようとする場合は、次の書類を市福祉監査室に提出してください。

ア　【要件１】に係る申請書類

(ｱ)　税額控除に係る証明申請書（**様式 43・141 頁**）

(ｲ)　寄附金受入明細書（**様式 44・142 頁**）

(ｳ)　絶対値要件【要件１】チェック表（**様式 45・143,144 頁**）※ 該当する場合のみ

(ｴ)　記載事項の根拠となる書類

イ　【要件２】に係る申請書類

(ｱ)　税額控除に係る証明申請書（**様式 43・141 頁**）

(ｲ)　寄附金受入明細書（**様式 44・142 頁**）

(ｳ)　チェック表（**様式 46・145 頁**）

(ｴ)　記載事項の根拠となる書類

ウ　提出部数　１部

エ　提出先

津市健康福祉部福祉監査室（津市役所本庁舎１階１２番窓口）

〒514-8611　津市西丸之内２３番１号

電話０５９－２２９－３３５１

ファックス０５９－２２９－３３３４

⑸　有効期間・適用開始時期について

ア　証明の有効期間について

税額控除に係る証明は、行政庁から証明を受けた日から５年間です。

イ　証明を受けた日以降に支出された個人からの寄附金が税額控除の対象となります。

６　理事長の変更届

理事長（法人の代表者の名称が理事長以外の場合は、当該名称に読み替えてください。）は、法人運営の中心的役割を果たすものであり、所轄庁として理事長の現状について把握する必要があるため、理事長に変更があった場合は、変更登記手続終了後、速やかに変更届を提出してください。

⑴　届出事項

ア　理事長変更届（**様式 47・146 頁**）

イ　法人登記簿(写)（新理事長に関して登記済のもの）

⑵　提出部数　１部

⑶　提出先

津市健康福祉部福祉監査室（津市役所本庁舎１階１２番窓口）

〒514-8611　津市西丸之内２３番１号

電話０５９－２２９－３３５１

ファックス０５９－２２９－３３３４

別紙１

現況報告書（（元号） 年4月1日現在）

１．法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況

(7)法人の名称					
(8)主たる事務所の住所					
(9)主たる事務所の電話番号		(10)主たる事務所のＦＡＸ番号		(11)従たる事務所の有無	
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ			(14)法人のﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ		
(15)法人の設立認可年月日		(16)法人の設立登記年月日			

２．当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員		(2)評議員の現員		(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績)（円）	

(3-1)評議員の氏名 (3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5) 他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
	～			
	～			
	～			
	～			
	～			
	～			

３．当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員		(2)理事の現員		(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)（円）		

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業			(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期		(3-9)理事要件の区分別該当状況			(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
	～							
	～							
	～							
	～							
	～							
	～							
	～							

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。
「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

４．当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員		(2)監事の現員		(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)（円）	

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
	～		
	～		

５．前会計年度・当該会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当該会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(2-2)当該会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）

６．当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数					
①常勤専従者の実数		②常勤兼務者の実数		③非常勤者の実数	
		常勤換算数		常勤換算数	
(2)施設・事業所職員の人数					
①常勤専従者の実数		②常勤兼務者の実数		③非常勤者の実数	
		常勤換算数		常勤換算数	

7．前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数				(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員	理事	監事	会計監査人	

(4)うち開催を省略した回数	

8．前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	

(4)うち開催を省略した回数	

9．前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	

(2)監査報告により求められた改善すべき事項	

(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	

１０．前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分	

１１．前会計年度における事業等の概要　－　(1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称				
		③事業所の所在地				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月）利用者延べ総数（人／年）
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）								
		ア　建設費	（ア）建設年月日	（イ）自己資金額（円）	（ウ）補助金額（円）	（エ）借入金額（円）		（オ）建設費合計額（円）		ウ　延べ床面積
		イ　大規模修繕	（ア）－１修繕年月日（１回目）	（ア）－２修繕年月日（２回目）	（ア）－３修繕年月日（３回目）	（ア）－４修繕年月日（４回目）		（ア）－5修繕年月日（５回目）		（イ）修繕費合計額（円）
									0	
		ア建設費						0		
		イ大規模修繕								
									0	
		ア建設費						0		
		イ大規模修繕								
									0	
		ア建設費						0		
		イ大規模修繕								
									0	
		ア建設費						0		
		イ大規模修繕								
									0	
		ア建設費						0		
		イ大規模修繕								

１１．前会計年度における事業等の概要　－　(2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称				
		③事業所の所在地				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月）利用者延べ総数（人／年）
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）								
		ア　建設費	（ア）建設年月日	（イ）自己資金額（円）	（ウ）補助金額（円）	（エ）借入金額（円）		（オ）建設費合計額（円）	ウ　延べ床面積	
		イ　大規模修繕	（ア）－１修繕年月日（１回目）	（ア）－２修繕年月日（２回目）	（ア）－３修繕年月日（３回目）	（ア）－４修繕年月日（４回目）		（ア）－5修繕年月日（５回目）	（イ）修繕費合計額（円）	
									0	
		ア建設費						0		
		イ大規模修繕								
									0	
		ア建設費						0		
		イ大規模修繕								
									0	
		ア建設費						0		
		イ大規模修繕								
									0	
		ア建設費						0		
		イ大規模修繕								

１１．前会計年度における事業等の概要　－　(3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称				
		③事業所の所在地				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月）利用者延べ総数（人／年）
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）								
		ア　建設費	（ア）建設年月日	（イ）自己資金額（円）	（ウ）補助金額（円）	（エ）借入金額（円）		（オ）建設費合計額（円）	ウ　延べ床面積	
		イ　大規模修繕	（ア）－１修繕年月日（１回目）	（ア）－２修繕年月日（２回目）	（ア）－３修繕年月日（３回目）	（ア）－４修繕年月日（４回目）		（ア）－5修繕年月日（５回目）	（イ）修繕費合計額（円）	
									0	
		ア建設費						0		
		イ大規模修繕								
									0	
		ア建設費						0		
		イ大規模修繕								
									0	
		ア建設費						0		
		イ大規模修繕								

１１．前会計年度における事業等の概要　－　(4)備考

11-2．地域における公益的な取組（地域公益事業(再掲)含む）

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	

１２．社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況　（社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません）

（1）社会福祉充実残額等の総額（円）　0

（2）社会福祉充実計画の策定の状況

①事業名	②事業種別 ③事業内容	④事業内容（記述）	⑤計画における事業費のうち社会福祉充実残額財源の合計（円）	⑥⑤のうち当該会計年度以降の合計（円）
			0	0
			0	0
			0	0
			0	0
			0	0

⑤の合計（円）	⑥の合計（円）
0	0

（3）社会福祉充実残額の前年度の投資実績額

①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）（円）	0
②地域公益事業（円）	0
③公益事業（円）	0
④合計額（①＋②＋③）（円）	0

（4）社会福祉充実計画の実施期間　　～

１３．透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

㋐事業報告	
㋑財産目録	
㋒事業計画書	
㋓第三者評価結果	
㋔苦情処理結果	
㋕監事監査結果	
㋖附属明細書	

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費（円）	
②施設・設備に係る公費（円）	
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額（円）	

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度

１４．ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	
③業務内容	
④費用［年額］（円）	

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	
②実施した改善内容	

１５．その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	
② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●　）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	

１６．社員として所属する社会福祉連携推進法人の名称

社会福祉充実残額算定シート

手入力（必須入力）するセルです（※「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」搭載版では、他シートを参照するための計算式が設定されていますので、手入力は不要となります。）

計算式が設定されており、入力することはできません。

手入力するセルです。（不明の場合は、記載要領に従って入力してください）

合計額を算出するための計算式が設定されており、入力することはできません。

プルダウンリストから選択するセルです。直接入力することはできません。

1．「活用可能な財産の算定」

項目	金額
資産（a）	
負債（b）	
基本金（c）	
国庫補助金等特別積立金（d）	
合計（a－b－c－d）	0

2．「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」

（1）財産目録における貸借対照表価額

合計（a）	

（2）対応負債

項目	金額
1年以内返済予定社会福祉連携推進業務設備資金借入金	
1年以内返済予定設備資金借入金	
1年以内返済予定リース債務	
社会福祉連携推進業務設備資金借入金	
設備資金借入金	
リース債務	
合計（b）	0

（3）合計

項目	金額
財産目録合計（a）	0
対応負債合計（b）	0
対応基本金（c）	0
国庫補助金等特別積立金（d）	0
合計（a－b－c－d）	0

3．「再取得に必要な財産」

（1）将来の建替費用

財産の名称等	取得年度	建設時延べ床面積（小数点以下第4位を四捨五入）	建設時自己資金	大規模修繕実績額	減価償却累計額	建設単価等上昇率 ①建設工事費デフレーター	建設単価等上昇率 ②1㎡当たり単価上昇率 一般的1㎡当たり単価（a）	建設単価等上昇率 ②1㎡当たり単価上昇率 当該建物の建設時の取得価額（b）	建設単価等上昇率 ②1㎡当たり単価上昇率 建設時延べ床面積（c）	建設単価等上昇率 ②1㎡当たり単価上昇率 a/（b/c）	建設単価等上昇率 ①、②のいずれか高い方の率	自己資金比率 ③一般的自己資金比率	自己資金比率 ④建設時自己資金比率 建設時自己資金（d）	自己資金比率 ④建設時自己資金比率 d/b	自己資金比率 ③、④のいずれか高い方の率	合計額
						-	290,000		-	-	-	24%	-	-	24.0%	-
						-	290,000		-	-	-	24%	-	-	24.0%	-
						-	290,000		-	-	-	24%	-	-	24.0%	-
						-	290,000		-	-	-	24%	-	-	24.0%	-
						-	290,000		-	-	-	24%	-	-	24.0%	-
合計																0

※ 割合は小数点第4位四捨五入。

（2）大規模修繕に必要な費用

減価償却累計額（a）	一般的大規模修繕費用比率（b）	大規模修繕実績額	合計額①	※大規模修繕額が不明な場合 貸借対照表価額（c）	※大規模修繕額が不明な場合 合計額②（（a×b）×c/（a+c））	合計額（①、②のいずれか）
-	23%	-	-	0	-	-
-	23%	-	-	0	-	-
-	23%	-	-	0	-	-
-	23%	-	-	0	-	-
-	23%	-	-	0	-	-
						0

（3）設備・車輌等の更新に必要な費用

合計	

（4）合計

項目	金額
将来の建替費用	0
大規模修繕に必要な費用	0
設備・車輌等の更新に必要な費用	0
合計	0

4．「必要な運転資金」

項目	金額		月数	合計額
年間事業活動支出		12	3	0

5．「計算の特例」

項目	金額		月数	合計額
年間事業活動支出	-	12	12	-

6．「社会福祉充実残額」

項目	金額	控除対象財産計	計算の特例適用
活用可能な財産	0		
社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等	0		※「5．計算の特例」の適用有無を変更する場合、以下のセルから選択すること。
再取得に必要な財産	0	0	
必要な運転資金	0		
計算の特例			
合計	0		適用する

7．「現況報告書に記載する「社会福祉充実残額」」

項目	金額
社会福祉充実残額	0
社会福祉充実計画用財産	0
合計	0

（別添）

社会福祉充実残額算定シート別添（財産目録）

令和5年3月31日現在

（単位：円）

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
Ⅰ 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
有価証券						
事業未収金						
未収金						
未収補助金						
未収収益						
受取手形						
貯蔵品						
医薬品						
診療・療養費等材料						
給食用材料						
商品・製品						
仕掛品						
原材料						
立替金						
前払金						
前払費用						
１年以内回収予定社会福祉連携推進業務長期貸付金						
１年以内回収予定長期貸付金						
社会福祉連携推進業務短期貸付金						
短期貸付金						
仮払金						
その他の流動資産						
貸倒引当金						
徴収不能引当金						
流動資産合計				0	0	0
2 固定資産						
（1） 基本財産						
土地						
建物						
定期預金						
投資有価証券						
基本財産合計				0	0	0
（2） その他の固定資産						
土地						
建物						
構築物						
機械及び装置						
車輌運搬具						
器具及び備品						
建設仮勘定						
有形リース資産						
権利						
ソフトウェア						
無形リース資産						
投資有価証券						
社会福祉連携推進業務長期貸付金						
長期貸付金						
退職給付引当資産						
長期預り金積立資産						
差入保証金						
長期前払費用						
その他の固定資産						
貸倒引当金						
徴収不能引当金						
その他の固定資産合計				0	0	0
固定資産合計				0	0	0
資産合計				0	0	0
Ⅱ 負債の部						
1 流動負債						
短期運営資金借入金						
事業未払金						
その他の未払金						
支払手形						
社会福祉連携推進業務短期運営資金借入金						
役員等短期借入金						
１年以内返済予定社会福祉連携推進業務設備資金借入金						
１年以内返済予定設備資金借入金						
１年以内返済予定社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金						
１年以内返済予定長期運営資金借入金						
１年以内返済予定リース債務						
１年以内返済予定役員等長期借入金						
１年以内支払予定長期未払金						
未払費用						
預り金						
職員預り金						
前受金						
前受収益						
仮受金						
賞与引当金						
その他の流動負債						
流動負債合計				0	0	0
2 固定負債						
社会福祉連携推進業務設備資金借入金						
設備資金借入金						
社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金						
長期運営資金借入金						
リース債務						
役員等長期借入金						
退職給付引当金						
役員退職慰労引当金						
長期未払金						
長期預り金						
その他の固定負債						
固定負債合計				0	0	0
負債合計				0	0	0
差引純資産				0	0	0

（単位：円）

控除対象	控除対象額	社会福祉充実計画用財産額

控除対象額計	計画用財産額計
0	0

（入力上の留意事項）

※ 財産目録については、科目を分けた場合は、小計欄を設けることとしていますが、エクセル版の社会福祉充実残額算定シート別添（財産目録）については、小計欄は不要とします

（様式 34）

令和〇年度～令和〇年度　社会福祉法人〇〇　社会福祉充実計画

１．基本的事項

法人名				法人番号				
法人代表者氏名								
法人の主たる所在地								
連絡先								
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日								
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日								
評議員会の承認年月日								
会計年度別の社会福祉充実残額の推移（単位：千円）	残額総額（令和〇年度末現在）	１か年度目（令和〇年度末現在）	２か年度目（令和〇年度末現在）	３か年度目（令和〇年度末現在）	４か年度目（令和〇年度末現在）	５か年度目（令和〇年度末現在）	合計	社会福祉充実事業未充当額
うち社会福祉充実事業費（単位：千円）								
本計画の対象期間								

２．事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
１か年度目						
	小計					
２か年度目						
	小計					
３か年度目						

	小計					
４か年度目						
	小計					
５か年度目						
	小計					
合計						

※　欄が不足する場合は適宜追加すること。

３．社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
①　社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	
②　地域公益事業	
③　①及び②以外の公益事業	

４．資金計画

事業名	事業費内訳		１か年度目	２か年度目	３か年度目	４か年度目	５か年度目	合計
	計画の実施期間における事業費合計							
	財源構成	社会福祉充実残額						
		補助金						
		借入金						
		事業収益						
		その他						

※　本計画において複数の事業を行う場合は、２．事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

５．事業の詳細

事業名	
主な対象者	
想定される対象者数	

事業の実施地域		
事業の実施時期	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	
事業内容		
事業の実施スケジュール	1か年度目	
	2か年度目	
	3か年度目	
	4か年度目	
	5か年度目	
事業費積算 （概算）		
	合計	〇〇千円（うち社会福祉充実残額充当額〇〇千円）

地域協議会等の意見と その反映状況	

※　本計画において複数の事業を行う場合は、２．事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

６．社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が５か年度を超える理由

（様式例 35）

手　続　実　施　結　果　報　告　書

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人　〇〇

理事長　〇〇〇〇　様

確認者の名称

私は、社会福祉法人〇〇（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、「令和〇年度～令和〇年度社会福祉法人〇〇　社会福祉充実計画」（以下「社会福祉充実計画」という。）の承認申請に関連して、社会福祉法第 55 条の２第５項により、以下の手続を実施した。

１．手続の目的

私は、「社会福祉充実計画」に関して、本報告書の利用者が手続実施結果を以下の目的で利用することを想定し、「実施した手続」に記載された手続を実施した。

① 「社会福祉充実計画」における社会福祉充実残額が「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）に照らして算出されているかどうかについて確かめること。

② 「社会福祉充実計画」における事業費が、「社会福祉充実計画」において整合しているかどうかについて確かめること。

２．実施した手続

① 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除の有無の判定と事務処理基準を照合する。

② 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等について事務処理基準に従って再計算を行う。

③　社会福祉充実残額算定シートにおける再取得に必要な財産について事務処理基準に従って再計算を行う。

④　社会福祉充実残額算定シートにおける必要な運転資金について事務処理基準に従って再計算を行う。

⑤　社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉充実残額について、再計算を行った上で、社会福祉充実計画における社会福祉充実残額と突合する。

⑥　社会福祉充実計画における１、２、４及び５に記載される事業費について再計算を行う。

３．手続の実施結果

①　２の①について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除対象財産判定と事務処理基準は一致した。

②　２の②について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算の結果と一致した。

③　２の③について、再取得に必要な財産の再計算の結果と一致した。

④　２の④について、必要な運転資金の再計算の結果と一致した。

⑤　２の⑤について、社会福祉充実残額の再計算の結果と一致した。さらに、当該計算結果と社会福祉充実計画における社会福祉充実残額は一致した。

⑥　２の⑥について、社会福祉充実計画における１、２、４及び５に記載される事業費について再計算の結果と一致した。

４．業務の特質

上記手続は財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、私は社会福祉充実計画の記載事項について、手続実施結果から導かれる結論の報告も、また、保証の提供もしない。

５．配付及び利用制限

本報告書は法人の社会福祉充実計画の承認申請に関連して作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、法人及びその他の実施結果の利用者以外に配付又は利用されるべきものではない。

（注）公認会計士又は監査法人が業務を実施する場合には、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会専門業務実務指針４４００「合意された手続業務に関する実務指針」を参考として、表題を「合意された手続実施結果報告書」とするほか、本様式例の実施者の肩書、表現・見出し等について、同実務指針の文例を参照して、適宜改変することができる。

以　上

（様式例 36）

（ 文 書 番 号 ）
令和〇年〇月〇日

〇〇〇都道府県知事
　　又は　　様
〇〇〇市市長

（申請者）
社会福祉法人　〇〇〇
　　理事長　〇〇　〇〇

社会福祉充実計画の承認申請について

当法人において、別添のとおり社会福祉充実計画を策定したので、社会福祉法第５５条の２第１項の規定に基づき、貴庁の承認を申請する。

（添付資料）
- 令和〇年度～令和〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画
- 社会福祉充実計画の策定に係る評議員会の議事録（写）
- 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書（写）
- 社会福祉充実残額の算定根拠
- その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

（様式例 37）

（ 文 書 番 号 ）
令和〇年〇月〇日

〇〇〇都道府県知事
　　又は　　様
〇〇〇市市長

（申請者）
社会福祉法人　〇〇〇
　　理事長　〇〇　〇〇

承認社会福祉充実計画の変更に係る承認申請について

令和〇〇年〇月〇日付け（文書番号）により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第５５条の３第１項の規定に基づき、貴庁の承認を申請する。

（添付資料）
・　変更後の令和〇年度～令和〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画
　（注）変更点を赤字とする、新旧対照表を添付するなど、変更点を明示すること。
・　社会福祉充実計画の変更に係る評議員会の議事録（写）
・　公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書（写）
・　社会福祉充実残額の算定根拠
・　その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

（様式例 38）

（ 文 書 番 号 ）
令和〇年〇月〇日

〇〇〇都道府県知事
　　又は　　様
〇〇〇市市長

（申請者）
社会福祉法人　〇〇〇
　　理事長　〇〇　〇〇

承認社会福祉充実計画の変更に係る届出について

令和〇〇年〇月〇日付け（文書番号）により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第５５条の３第２項の規定に基づき、貴庁に届出を行う。

（添付資料）
・　変更後の令和〇年度～令和〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画
　（注）変更点を赤字とする、新旧対照表を添付するなど、変更点を明示すること。
・　社会福祉充実残額の算定根拠
・　その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

（様式例 39）

（ 文 書 番 号 ）
令和〇年〇月〇日

〇〇〇都道府県知事
　　又は　　様
〇〇〇市市長

（申請者）
社会福祉法人　〇〇〇
　　理事長　〇〇　〇〇

承認社会福祉充実計画の終了に係る承認申請について

令和〇〇年〇月〇日付け（文書番号）により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、下記のとおり、やむを得ない事由が生じたことから、当該計画に従って事業を行うことが困難であるため、社会福祉法第５５条の４の規定に基づき、当該計画の終了につき、貴庁の承認を申請する。

記

（承認社会福祉充実計画を終了するに当たってのやむを得ない事由）

（添付資料）
・　終了前の令和〇年度～令和〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画
・　その他承認社会福祉充実計画を終了するに当たって、やむを得ない事由があることを証する書類

様式例　40

監査報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人〇〇福祉会
理事長 〇〇 〇〇 様

監事　〇　〇〇　〇

監事　〇　〇〇　〇

私たち監事は、令和〇〇年４月１日から令和〇〇年３月 31 日までの令和〇〇年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

１　監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

２　監査意見

①　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二　理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

②　計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

※　この様式例は、計算書類、財産目録及び事業報告等の監査報告を一本化した場合の例である。

様式　41（記載例）

令和　　年　　月　　日

三重県知事　○○○○　宛て

（申請者）所在地　○○市××町１２３番地
法人名　社会福祉法人　○○会
代表者　理事長　△△△

「保育所」の場合は、第３号としてください。

登録免許税法別表第３の１０の項の第３欄の第１号に掲げる登記に係る証明願

登録免許税法第４条第２項の規定による登録免許税の非課税措置を受けるため、下記の不動産に係る登記が同法別表第３の１０の項の第３欄の第１号に該当することについて、同法施行規則第３条第１号の規定により証明くださるよう申請します。

「保育所」の場合は、第３号としてください。

「保育所」の場合は、第３号としてください。

記

	所　　在	地番又は家屋番号	地目又は建物の種類・構造	地積又は床面積	具体的用途
証明を受けようとする不動産	○○市××町	１２３番	宅地	450.30 ㎡	○○○敷地
	○○市××町１２３番地	１２３番	○○○○鉄筋コンクリート造スレートぶき平家建	250.30 ㎡	○○○施設

「平家」を「平屋」と間違えないようにすること。

※　不動産登記事項証明書のとおり記載すること。

上記は登録免許税法別表第３の１０の項の第３欄の第１号に規定する不動産に該当することを証明します。

「保育所」の場合は、第３号としてください。

令和　　年　　月　　日

三重県知事　　○　○　○　○　印

様式例　42

基 本 財 産 編 入 及 び 定 款 変 更 誓 約 書

誓　約　書

この度、社会福祉法人〇〇会が設置経営する特別養護老人ホーム「〇〇ホーム」の建物については、登記後、速やかに基本財産に編入及び定款変更の手続きを行うことを誓約いたします。

令和　　年　　月　　日

三重県知事　〇〇〇〇　宛て

所在地

社会福祉法人〇〇会

理事長　〇　〇　〇　〇

登録免許税法（抜粋）

（公共法人等が受ける登記等の非課税）

第四条　国及び別表第二に掲げる者が自己のために受ける登記等については、登録免許税を課さない。

２　**別表第三**の第一欄に掲げる者が自己のために受けるそれぞれ同表の第三欄に掲げる登記等（同表の第四欄に財務省令で定める書類の添附があるものに限る旨の規定がある登記等にあっては、当該書類を添附して受けるものに限る。）については、登録免許税を課さない。

別表第三　非課税の登記等の表（第四条関係）

名称	根拠法	非課税の登記等	備考
十　社会福祉法人	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）	一　社会福祉法第二条第一項（定義）に規定する社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記（第三号に掲げる登記を除く。） 二　自己の設置運営する学校（学校教育法第一条（学校の範囲）に規定する幼稚園に限る。）の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記 三　自己の設置運営する保育所若しくは家庭的保育事業等の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記 四　自己の設置運営する認定こども園の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号から第四号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。

登録免許税法施行規則（抜粋）

第三条　法別表第三の十の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　法別表第三の十の項の第三欄の**第一号**に掲げる登記　次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　法別表第三の十の項の第三欄の第一号の社会福祉事業（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第二号（定義）に規定する事業（同号に規定する母子生活支援施設を経営する事業を除く。）、同条第三項第二号に規定する事業（同号に規定する児童自立生活援助事業及び児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業に限る。）及び同項第四号の二に規定する事業（同号に規定する相談支援事業のうち児童福祉法第四条第二項（定義）に規定する障害児に係るものに限る。）を除く。（１）から（３）までにおいて同じ。）の用に供する不動産に係る登記（ハに掲げる登記を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

（１）　社会福祉事業の用に供する不動産が指定都市及び中核市の区域外に所在する場合　その登記に係る不動産が法別表第三の十の項の第三欄の第一号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項（条例による事務処理の特例）の規定により社会福祉法第六十二条第一項（施設の設置）の社会福祉施設の設置又は同法第六十七条第一項（施設を必要としない第一種社会福祉事業の開始）若しくは第六十九条第一項（第二種社会福祉事業）の社会福祉事業の開始に係る事務を市町村が処理する場合にあつては、当該市町村の長。ロ（１）において同じ。）の書類

（２）　社会福祉事業の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合　その登記に係る不動産が法別表第三の十の項の第三欄の第一号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長の書類

（３）　社会福祉事業の用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合　その登記に係る不動産が法別表第三の十の項の第三欄の第一号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する中核市の長の書類

ロ　法別表第三の十の項の第三欄の第一号の社会福祉事業（イに規定する社会福祉事業を除く。以下ロにおいて同じ。）の用に供する不動産に係る登記（ハに掲げる登記を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

（１）　社会福祉事業の用に供する不動産が指定都市の区域外に所在する場合　その登記に係る不動産が法別表第三の十の項の第三欄の第一号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事の書類

（２）　社会福祉事業の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合　その登記に係る不動産が法別表第三の十の項の第三欄の第一号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長の書類

ハ　法別表第三の十の項の第三欄の第一号の社会福祉事業（児童福祉法第五十九条の四（指定都市等の特例）の規定により児童相談所設置市が処理するものとされる事務に係るものに限る。）の用に供する不動産に係る登記　その登記に

係る不動産が同号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する児童相談所設置市の長の書類

二　法別表第三の十の項の第三欄の第二号に掲げる登記　その登記に係る不動産が同号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産に係る同号に規定する学校を所管する都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により当該学校に係る事務を市町村が処理する場合にあつては、当該市町村の長）の書類

三　法別表第三の十の項の第三欄の第三号に掲げる登記　次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　保育所の用に供する不動産に係る登記　第二条第二号イに定める書類

ロ　家庭的保育事業等の用に供する不動産に係る登記　第二条第二号ロに定める書類

四　法別表第三の十の項の第三欄の第四号に掲げる登記　第二条第三号に定める書類

第二条　法別表第三の一の二の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　法別表第三の一の二の項の第三欄の第一号又は第二号に掲げる登記　その登記に係る不動産が同欄の第一号又は第二号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産に係る学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校又は同法第百二十四条（専修学校）に規定する専修学校若しくは同法第百三十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校の私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第四条（所轄庁）に規定する所轄庁（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項（条例による事務処理の特例）の規定により同表の一の二の項の第一欄に規定する学校法人に係る事務を市町村（特別区を含む。以下同じ。）が処理する場合にあつては、当該市町村の長）の書類

二　法別表第三の一の二の項の第三欄の第三号に掲げる登記　次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　法別表第三の一の二の項の第三欄の第三号に規定する保育所（以下「保育所」という。）の用に供する不動産に係る登記　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

（１）　保育所の用に供する不動産が地方自治法第二百五十二条の十九第一項（指定都市の権能）に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）、同法第二百五十二条の二十二第一項（中核市の権能）に規定する中核市（以下「中核市」という。）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四第一項（指定都市等の特例）に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）の区域外に所在する場合　その登記に係る不動産が法別表第三の一の二の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に

より児童福祉法第三十五条第四項（児童福祉施設の認可）の保育所の認可に係る事務を市町村が処理する場合にあつては、当該市町村の長）の書類

（２）　保育所の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合　その登記に係る不動産が法別表第三の一の二の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長の書類

（３）　保育所の用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合　その登記に係る不動産が法別表第三の一の二の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する中核市の長の書類

（４）　保育所の用に供する不動産が児童相談所設置市の区域内に所在する場合　その登記に係る不動産が法別表第三の一の二の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する児童相談所設置市の長の書類

ロ　法別表第三の一の二の項の第三欄の第三号に規定する家庭的保育事業等（以下　「家庭的保育事業等」という。）の用に供する不動産に係る登記　その登記に係る不動産が同号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する市町村の長の書類

三　法別表第三の一の二の項の第三欄の第四号に掲げる登記　次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　法別表第三の一の二の項の第三欄の第四号に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）の用に供する不動産が指定都市及び中核市の区域外に所在する場合　その登記に係る不動産が同号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）の規定により同項又は同条第三項の認定こども園の認定に係る事務を都道府県の教育委員会が処理する場合にあつては当該都道府県の教育委員会とし、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により当該事務又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十七条第一項（設置等の認可）の幼保連携型認定こども園（同法第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）の認可に係る事務を市町村が処理する場合にあつては当該市町村の長とする。）の書類

ロ　認定こども園の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合　その登記に係る不動産が法別表第三の一の二の項の第三欄の第四号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項の規定により同項又は同条第三項の認定こども園の認定に係る事務を指定都市の教育委員会が処理する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）の

書類

ハ　認定こども園の用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合　その登記に係る不動産が法別表第三の一の二の項の第三欄の第四号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する中核市の長（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項の規定により同項又は同条第三項の認定こども園の認定に係る事務を中核市の教育委員会が処理する場合にあつては、当該中核市の教育委員会）の書類

（様式 43）

令和　　年　　月　　日

津市長　様

法人の名称
代表者の氏名

税額控除に係る証明申請書

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定される要件を満たしていることについて証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．申請する要件

□　＜要件１＞第三号イ（２）に規定された要件

□　＜要件２＞第三号イ（１）に規定された要件

２．実績判定期間

令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日　まで

３．添付書類

□　寄附金受入明細書

□　チェック表

なお、証明を受けた後は、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号ロに規定された書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供します。

（様式 44）

令和　　年度分　寄附金受入明細書

（社会福祉法人の名称）

（事務所の所在地）

令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日

	氏　名	住　　所	寄附金額	受領年月日	備　考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※同一の者からの寄附金額のうち、基準限度超過額がある場合は、備考欄に記載してください。

上記寄附金の受領については、事実に相違ありません。

社会福祉法人○○○　理事長

（様式 45-1）　　＜絶対値要件（要件１）チェック表①＞

☞ **実績判定期間内に、保育所等の定員等の総数が5000人未満の会計年度がある場合に以下の項目を入力してください。**

①実績判定期間**（必須）**	令和		年		月		日	～	令和		年		月		日
②実績判定期間における月数**（必須）**			ヶ月	（注）実績判定期間が5年の場合、月数は12ヶ月×5＝60ヶ月とする。 1ヶ月に満たない端数がある場合、その期間は1ヶ月とする。						

③の数値が100以上であり、かつ④の数値が300,000以上であれば、絶対値要件（要件１）を満たします。

③3000円以上の寄附金を支出した者（判定基準寄附者数）の年平均の人数	*（自動計算⇒）*	#DIV/0!
④年平均の寄附金額	*（自動計算⇒）*	#DIV/0!

	1会計年度目	2会計年度目	3会計年度目	4会計年度目	5会計年度目
⑤定員等の総数**（必須）**					
⑥判定基準寄附者数 （実際の寄附者数）**（必須）**					
⑦判定基準寄附者数 （計算後の寄附者数）*（自動計算⇒）*	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

実績判定期間内の会計年度全てについて、寄附金額を記載してください。寄附金額については、手引きP10においてカウントできるとされている寄附金の総計を記載してください。実績判定期間内に含まれる会計年度の寄附金額が0円の場合は「0」と記入し、実績判定期間内に含まれない会計年度については空欄にしてください。

	1会計年度目	2会計年度目	3会計年度目	4会計年度目	5会計年度目
⑧寄附金額（円）**（必須）**					

（様式 45-2）　　＜絶対値要件（要件１）チェック表②＞

☞ **実績判定期間内に、社会福祉事業に係る費用の額が１億円未満の年度がある場合に以下の項目を入力してください。**

①実績判定期間**（必須）**	令和		年		月		日	～	令和		年		月		日
②実績判定期間における月数**（必須）**			ヶ月	（注）実績判定期間が5年の場合、月数は12ヶ月×5＝60ヶ月とする。 1ヶ月に満たない端数がある場合、その期間は1ヶ月とする。										

③の数値が100以上であり、かつ④の数値が300,000以上であれば、絶対値要件（要件１）を満たします。		
③3000円以上の寄附金を支出した者（判定基準寄附者数）の年平均の人数	*（自動計算⇒）*	#DIV/0!
④年平均の寄附金額	*（自動計算⇒）*	#DIV/0!

	1会計年度目	2会計年度目	3会計年度目	4会計年度目	5会計年度目
⑤社会福祉事業に係る費用の額の合計額（※）**（必須）**					
⑥判定基準寄附者数（実際の寄附者数）**（必須）**					
⑦判定基準寄附者数（計算後の寄附者数）*（自動計算⇒）*	0	0	0	0	0

※　社会福祉事業に係る費用とは、事業活動内訳表のうち、社会福祉事業区分における、サービス活動増減の部の費用に計上する額及びサービス活動外増減の部の費用に計上する額の合計額をいいます。
　　同費用の額が１億円未満の年度については、当該年度の事業活動内訳表を添付して提出してください。

実績判定期間内の会計年度全てについて、寄附金額を記載してください。寄附金額については、手引きP10においてカウントできるとされている寄附金の総計を記載してください。実績判定期間内に含まれる会計年度の寄附金額が0円の場合は「0」と記入し、実績判定期間内に含まれない会計年度については空欄にしてください。

	1会計年度目	2会計年度目	3会計年度目	4会計年度目	5会計年度目
⑧寄附金額（円）**（必須）**					

（様式 46）

＜チェック表＞

実績判定期間	（自）	年	月	日
	（至）	年	月	日

（A）寄附金等収入金額

受入寄附金総額(1)		
控除金額(2)	①一者当たりの基準限度超過額の合計額	
	②寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のものの額	
	③寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金額	
	小計（①＋②＋③）	
国等からの補助金等の額(3)※ ((1)-(2)の額を限度とする。)		
(1)－(2)＋(3)＝ (A) 寄附金等収入金額		

※「国等からの補助金等の額」は、当欄か(B)経常収入金額の控除金額(2)①のいずれかのみに記載できる。

（B）経常収入金額

総収入金額(1)		
控除金額(2)	①国等からの補助金等の額※	
	②委託の対価としての収入で国等から支払われる金額	
	③法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	
	④資産の売却収入で臨時的なものの金額	
	⑤遺贈により受け入れた寄附金等のうち、基準限度超過額に相当する金額	
	⑥寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のものの額	
	⑦寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金額	
	小計（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦）	
(1)－(2)＝ (B) 経常収入金額		

※経常収支金額が確認できる決算書類(写)も添付してください。

判定式	(A)寄附金等収入金額	÷	(B)経常収入金額	＝		%

様式　47

理　事　長　変　更　届

令和　　年　　月　　日

津市長　あて

社会福祉法人名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

このことについて、令和　　年　　月　　日の理事会において、次のとおり、理事長を選定しましたので、添付書類を添えて提出します。

記

就 任 年 月 日　　年　　月　　日

新理事長(ふりがな)の氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

変　更　理　由　　□任期満了に伴う改選

□変更前の理事長の辞任

□その他（　　）

※　添付書類
法人登記簿(写)（新理事長に関して登記済のもの）

(注) 1　新理事長が、重任の場合は提出していただく必要はありません。
2　ファックス及びメールでの送信可

Ⅺ　社会福祉連携推進法人

社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設されました。

２以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等の推進が期待されています。

また、社会福祉連携推進法人の設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となります。

（連携推進法人の行う業務）

一般社団法人は、次の①から⑥までに掲げる業務（以下「社会福祉連携推進業務」という）の全部又はいずれかを行おうとする場合に、認定所轄庁（津市長）から連携推進法人に係る認定を受けることができます。

① 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援（地域福祉支援業務）
② 災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援（災害時支援業務）
③ 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援（経営支援業務）
④ 資金の貸付けを通じた社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援（貸付業務）
⑤ 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修（人材確保等業務）
⑥ 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給（物資等供給業務）

（社会福祉連携推進認定申請）

社会福祉連携推進法人を設立する場合には、一般社団法人として設立した上、次の書類を認定所轄庁（津市長）あてに申請を行い、その認定を受けることが必要です。

また、連携推進法人が定款を変更する場合には、認定所轄庁（津市長）の認可を受けることが必要です。

１ 社会福祉連携推進認定申請手続き

(1) 提出書類

ア　社会福祉連携推進認定申請書（**様式 48・149 頁**）
イ　定款
ウ　社会福祉連携推進方針（**様式 49・152 頁**）
エ　登記事項証明書（※当該一般社団法人に係るもの）
オ　役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
カ　法第１２７条各号に規定する認定基準のいずれにも適合することを証する書類（**様式 50・154 頁**）
キ　法第１２８条各号に規定する欠格事由のいずれにも適合しないことを証する書類（**様式 51・158 頁**）

ク　社会福祉連携推進評議会の構成員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
ケ　社員の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類
コ　役員・社会福祉連携推進評議会の構成員の履歴書及びその就任に係る承諾書類
サ　認定申請段階において当該社会福祉連携推進法人に帰属すべき財産の財産目録
シ　認定申請を行う会計年度及びその次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書
ス　その他認定所轄庁（津市長）が必要と認める書類

(2) 提出部数
正　本　　２部
提出されたもののうち１部は認定後、認定書として交付します。

(3) 提出先
津市健康福祉部福祉監査室（津市役所本庁舎１階１２番窓口）
〒５１４－８６１１　津市西丸之内２３番１号
電　　話０５９－２２９－３３５１
ファックス０５９－２２９－３３３４

２ 定款変更認可申請、届出手続き

(1) 提出書類
ア　定款変更認可申請書（**様式 52・162 頁**）
イ　定款変更後の定款全文
ウ　理事会議事録
エ　社員総会議事録
オ　その他定款変更に関する参考資料

(2) 提出部数
正　本　　２部
提出されたもののうち１部は認可後、認可書として交付します。

(3) 提出先
津市健康福祉部福祉監査室（津市役所本庁舎１階１２番窓口）
〒５１４－８６１１　津市西丸之内２３番１号
電　　話０５９－２２９－３３５１
ファックス０５９－２２９－３３３４

(4) 次のアからウまでの事項の変更を行う場合は、**様式 53（164 頁）**により、認定所轄庁（津市長）あて届出で足りるとされています。
ア　事務所の所在地
イ　社会福祉連携推進認定による法人の名称の変更
ウ　公告の方法

（様式 48）

令和　年　月　日

○○○都道府県知事
　　又は　　様
○○○市市長

（　申　請　者　）
一般社団法人○○○
代表理事　○○　○○

社会福祉連携推進認定の認定申請について

社会福祉法第 126 条第１項の規定に基づき、社会福祉連携推進認定を受けたいので、別添の申請書に関係書類を添えて、貴庁の認定を申請する。

（添付資料）

① 定款
② 社会福祉連携推進方針（**様式 49**）
③ 登記事項証明書
④ 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
⑤ 法第 127 条各号に規定する認定基準のいずれにも適合することを証する書類（**様式 50**）
⑥ 法第 128 条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを証する書類（**様式 51**）
⑦ 社会福祉連携推進評議会の構成員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
⑧ 社員の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類
⑨ 役員・社会福祉連携推進評議会の構成員の履歴書及びその就任に係る承諾書類
⑩ 認定申請段階において当該社会福祉連携推進法人に帰属すべき財産の財産目録
⑪ 認定申請を行う会計年度及びその次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書
⑫ その他認定所轄庁が必要と認める書類

※　社会福祉連携推進業務のうち、貸付業務を行う場合は、上記に加え、「社会福祉連携推進法人の認定等について」別紙１の４の（２）の①から⑦までに掲げる書類を添付すること。

（別添）

社会福祉連携推進認定申請書

（表　面）

<table>
<tr><td rowspan="2">設立代表者</td><td>住所</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="2">申請年月日</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ふりがな
法人の名称</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="2">法人番号</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="2">社会福祉連携推進法人
設立の趣意</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td>主たる事務所</td><td>所在地</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td>従たる事務所
※　ある場合のみ記載のこと</td><td>所在地</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">実施する業務の内容
※　該当するものに〇を付すこと</td><td colspan="7">社会福祉連携推進業務</td><td rowspan="2">その他業務</td></tr>
<tr><td>地域福祉支援業務</td><td>災害時支援業務</td><td>経営支援業務</td><td>貸付業務</td><td>人材確保等業務</td><td>物資等供給業務</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">資産</td><td rowspan="2">純資産
③－④</td><td colspan="4">内　訳</td></tr>
<tr><td>①社会福祉連携推進目的事業財産</td><td>②その他の財産</td><td>③財産計
①＋②</td><td>④負債</td></tr>
<tr><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">会費等</td><td>入会金</td><td colspan="2">会費（月額・年額）</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>円</td><td colspan="2">円</td><td>円</td></tr>
</table>

（裏　面）

役員	代表理事、理事、監事の別	役員の資格（該当に○）				氏名	親族等の特殊関係者の有無	他の法人の理事長への就任状況	
		社会福祉識見	福祉サービス実情	財務管理識見	その他			有無	法人名
職員数	人								

評議会の構成員	氏名	構成員の資格等（該当に○）			
		福祉サービスを受ける立場にある者	社会福祉に関する団体	学識経験を有する者	その他

社員	法人名称	法人格の種別	代表者氏名

（注意事項）

・　行が不足する場合は、適宜追加すること。

（様式 49）

社会福祉連携推進方針

社会福祉連携推進認定後の法人の名称		社会福祉連携推進法人　○○会
理念・運営方針		１．社会福祉連携推進業務を通じて、地域住民に安心、安全かつ質の高い福祉サービスの提供を目指す。 ２．福祉人材の育成・確保、定着を目指す。 ３．地域ニーズの変化を踏まえ、地域における福祉サービスを維持・確保していくため、効率的かつ透明性の高い経営の確保を目指す。
社員の名称		社会福祉法人○○、社会福祉法人●●、NPO□□、株式会社■■、株式会社△△
社会福祉連携推進区域の範囲		○○県全域、××県△△市及び□□町
社会福祉連携推進業務の内容	地域福祉支援業務	社員が共同で行う「地域における公益的な取組」の企画・立案、実施に向けた調整業務
	災害時支援業務	実施なし
	経営支援業務	社員の財務状況の分析・助言
	貸付業務	実施なし
	人材確保等業務	社員の人材の合同募集、社員間の人事交流、合同研修の実施等の調整業務
	物資等供給業務	実施なし
その他業務の内容		実施なし

※ 以下は貸付業務を行う場合のみ記載。

貸付件名	令和５年４月１日の社員〇〇に対する〇〇円の貸付け
貸付契約締結日	令和４年１２月１日
貸付対象社員の名称	社会福祉法人〇〇
貸付対象社員への貸付総額	〇〇円
貸付対象社員における重要事項に係る承認の方法	貸付対象社員の評議員会において、各年度の予算・決算等を決議するに当たっては、あらかじめ社会福祉連携推進法人の理事会において、承認を受けなければならないものとする。

（注意事項）

- 行が不足する場合は、適宜追加すること。
- 記載欄中の記述は記載例であること。

（様式 50）

法第 127 条各号に規定する認定基準のいずれにも適合することを証する書類

１　社会福祉連携推進業務を主たる目的としていること（第１号）

社会福祉連携推進業務に係る事業費率の見込み	事業費率 【（①＋②）／（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）】	%
	社会福祉連携推進業務に係るサービス活動費用計①	円
	社会福祉連携推進業務に係るサービス活動外費用計②	円
	その他業務に係るサービス活動費用計③	円
	その他業務に係るサービス活動外費用計④	円
	法人本部に係るサービス活動費用計⑤	円
	法人本部に係るサービス活動外費用計⑥	円

（注意事項）

・　事業計画書や予算書等において上記の事業費率が５０％超であること。

２　社員の構成が適当であること（第２号）

社員の名称	法人格の種別	社員に参画できる者 ※ 該当する欄に○を付すこと。				１社員当たりの議決権の数
		①社会福祉法人	②社会福祉事業経営法人	③その他福祉サービス事業経営法人	④社会福祉事業従事者養成機関経営法人	

合計数						
		社員計：				

（注意事項）

- 社員は、上記の表の①から④までのいずれかに該当するものであること。
- 社員は２以上であること。
- 社員の過半数は社会福祉法人であること。
- 議決権総数の過半数は社会福祉法人であること。
- １の社員に対し、議決権総数の半数を超える議決権を配分しないこと。

３　社会福祉連携推進業務を適切かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎があること（第３号）

①社会福祉連携推進業務を適切かつ確実に行うに足りる知識及び能力	社会福祉法に定める組織機関を全て備えるとともに、会費収入により、法人本部に職員２名を配置している。
②財産的基礎	会費により、年間事業費〇千万円を確保することにしている。

（注意事項）

- 上記の①及び②について、法人において措置している内容を記載すること。
- 記載欄中の記述は記載例であること。

４　社員の資格の得喪につき、不当な条件がないこと（第４号）

①社員の資格の取得ルール	定款第〇条の規定により、社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、理事会の承認を得る必要がある。
②社員の資格の喪失ルール	〈退社〉 定款第〇条の規定により、社員は、社員総会において定める退社届を提出することにより、いつでも退社できる。 〈除名〉 定款第〇条の規定により、 ・定款その他の規則に違反したとき ・本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき ・その他除名すべき正当な理由があるとき には、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。 〈社員資格の喪失〉 定款第〇条の規定により、 ・会費の支払義務を２年以上履行しなかったとき ・総社員が同意したとき ・当該社員に係る法人が解散したとき には、その資格を喪失する。

（注意事項）

- 定款等に定める社員の資格の得喪に関するルールを記載すること。
- 社会福祉連携推進法人の目的に照らし、不当に差別的なルールとなっていないこと。
- 記載欄中の記述は記載例であること。

５　定款に必要事項が記載されていること（第５号）

定款記載事項	記載の有無
①　社員の議決権に関する事項	有　・　無
②　役員に関する事項	有　・　無
③　代表理事を１人置く旨	有　・　無
④　理事会を置く旨及び理事会に関する事項	有　・　無

⑤　事業の規模が政令で定める基準を超える一般社団法人の記載事項	有　・　無
⑥　社会福祉連携推進評議会を置く旨及び構成員の選任・解任の方法	有　・　無
⑦　貸付対象社員が予算の決定又は変更等を決定するに当たって、あらかじめ当該一般社団法人の承認を受けなければならないこととする旨	有　・　無
⑧　資産に関する事項	有　・　無
⑨　会計に関する事項	有　・　無
⑩　解散に関する事項	有　・　無
⑪　社会福祉連携目的取得財産残額は国又は地方公共団体等に贈与する旨	有　・　無
⑫　清算時に残余財産を国等に帰属させる旨	有　・　無
⑬　定款の変更に関する事項	有　・　無

（注意事項）

・　上記事項のほか、一般法人法第 11 条第１項の規定により、次の事項の記載が必要。

ア　目的

イ　名称

ウ　主たる事務所の所在地

エ　設立時社員の氏名又は名称及び住所

オ　社員の資格の得喪に関する規定

カ　公告方法

キ　事業年度

（様式 51）

法第 128 条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを証する書類

区分	事実の有無
① 理事及び監事のうちに、次のいずれかに該当する者の有無	
イ 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該社会福祉連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの	有 ・ 無
ロ 社会福祉法その他社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者（ハに該当する者を除く。）	有 ・ 無
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	有 ・ 無
ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）	有 ・ 無
② 社会福祉連携推進認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの	有 ・ 無
③ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの	有 ・ 無

（注意事項）

1 ①のロにいう「その他社会福祉に関する法律」とは、社会福祉法施行令第 34 条に掲げる法律をいうものであること。

※ 児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、精神保健福祉士法、児童買春・児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法（第 12 条の５第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）、公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあ

っせんに係る児童の保護等に関する法律、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律

2　①のニ及び③の証明に当たっては、次に掲げる者による表明・確約書を添付すること。

- 当該社会福祉連携推進法人の理事及び監事（別添１）
- 当該社会福祉連携推進法人の社員（別添２）

（別添１）※役員用

表明・確約書

○○○都道府県知事
　　又は　　様
○○○市市長

所属・職名　○○○
氏　　名　○○○

私は、現在及び将来にわたって、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを表明、確約します。

（１）暴力団員
（２）暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

令和　年　月　日
氏　名（自著）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（別添２）※社員用

表明・確約書

○○○都道府県知事
　　又は　　様
○○○市市長

法　　人　　名　○○○
代　表　者　名　○○○

当法人は、現在及び将来にわたって、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを表明、確約します。

（１）暴力団
（２）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する法人

令和　年　月　日
法　　人　　名　○○○
代表者名（自著）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（様式 52）

令和　年　月　日

○○○都道府県知事
　　又は　　様
○○○市市長

（　申　請　者　）
社会福祉連携推進法人○○○
代表理事　○○　○○

定款変更の認可申請について

社会福祉法第 139 条第１項の規定に基づき、定款変更の認可を受けたいので、別添の申請書に関係書類を添えて、貴庁の認可を申請する。

（添付資料）
① 当該定款変更後の定款全文
② 当該定款変更に係る理事会議事録
③ 当該定款変更に係る社員総会議事録
④ その他当該定款変更に関する参考資料

（別添）

定款変更認可申請書

（表　面）

申請者	主たる事務所の所在地	
	ふりがな 法人の名称	
	法人番号	
	代表理事の氏名	

定款変更の内容及び理由	内容		理由
	変更前の条文	変更後の条文	

（裏　面）

定款変更の内容及び理由	内容		理由
	変更前の条文	変更後の条文	

（注意事項）

・　行が不足する場合は、適宜追加すること。

・　変更前の条文と変更後の条文とを対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。

（様式 53）

令和　年　月　日

○○○都道府県知事
　　又は　　様
○○○市市長

（　申　請　者　）
社会福祉連携推進法人○○○
代表理事　○○　○○

定款変更の届出について

社会福祉法第 139 条第３項の規定に基づき、定款変更を行ったので、別添の届出書に関係書類を添えて、貴庁に届出を行う。

（添付資料）
① 当該定款変更後の定款全文
② 当該定款変更に係る理事会議事録
③ 当該定款変更に係る社員総会議事録
④ その他当該定款変更に関する参考資料

（別添）

定款変更届出書

（表　面）

届出者	主たる事務所の所在地	
	ふりがな 法人の名称	
	法人番号	
	代表理事の氏名	

定款変更の内容	変更前の条文	変更後の条文

（裏　面）

定款変更の内容	変更前の条文	変更後の条文

（注意事項）

- 行が不足する場合は、適宜追加すること。
- 変更前の条文と変更後の条文とを対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。

社会福祉法人

認可申請ハンドブック

（津市版）

令和７年５月

津市健康福祉部福祉監査室
〒514-8611　津市西丸之内 23 番 1 号
電話（059）229-3351
ＦＡＸ（059）229-3334
E-mail 229-3351@city.tsu.lg.jp